

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成30年6月22日)

○ 石川善己委員長

ただいまより都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

本日は、インターネット中継を行っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、本日の審査順序につきまして、上下水道局、スポーツ・国体推進部、都市整備部、環境部の順番で審査を行います。当委員会に付託されました一般議案として、上下水道局の1議案、都市整備部の5議案、環境部の1議案、スポーツ・国体推進部の1議案の審査を行いたいと思います。

また、予算常任委員会都市・環境分科会として、上下水道局所管の平成30年度補正予算の審査がございます。

今回、上下水道局、環境部、スポーツ・国体推進部から、協議会の開催について、それぞれ1件の申し出がありますので、そちらにつきましても、よろしくお願いをいたします。

また、上下水道局、都市整備部からは、それぞれ報告事項もございますので、お願いをいたします。

それぞれ、審査におきましては、担当部局から議案ごとに説明を受け、その後、質疑に移りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、傍聴に報道機関が入られておりますので、ご報告をいたします。

審査に入ります前に、今定例月議会における委員会で所管事務調査を行うかどうかをお諮りさせていただきたいと思います。

ご提案がございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 伊藤修一委員

皆さん方にご協議いただければと思います。

先日、朝明広域衛生組合の議会がございましたが、短時間で終了しております。本年度、また、次回8月17日に朝明衛生の定例議会が予定されておりますけれども、この当常任委員会におきましても、朝明衛生の負担金並びに現状について一度皆さんでご協議いただけたらと思いますので、ご提案をさせていただきます。よろしかったら皆さんでご賛同いただければと思いますので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 石川善己委員長

ご提案、ありがとうございます。

なお、ちょっと若干補足につきまして事務局より説明をさせていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

○ 田中議会事務局議事係長

議会事務局、田中でございます。

先ほど、朝明広域衛生組合についての所管事務調査をご提案いただいたところでございます。

調査いただくに当たりまして、あらかじめ1点ご確認をいただきたいと思います。

委員会の所管事務調査につきましては、本市の事務に関するものが対象になるということになりますので、今回の調査対象といたしましては、同組合に負担金を支出している本市の対応という形の部分が調査対象ということになりますので、そのように含めてご協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤修一委員

その負担金を出している事務ということと、当然受け入れ側の現状もあわせて、やっぱり調査というか報告も、現状も伺いたいと思いますので、その点も委員長のほうで働いていただきたいと思いますのでお願いしたいと思います。

○ 石川善己委員長

事務局ありますか、いいですか。

ということです。朝明広域衛生組合についてということでご提案をいただきましたが、その他に、もしご提案がございましたら。

○ 中村久雄委員

コミュニティ交通で、もうこの9月に廃線になる路線があるということ。それについて地域の状況とか云々、今の進捗状況等々の調査をぜひしていただきたいなというふうに思います。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

コミュニティ交通についてということでもご提案を頂戴しました。

ご意見、あるいは、ご質疑等々ございましたら。

○ 加納康樹委員

同じ質問なんですけど、コミュニティ交通で9月に廃線とか、そんな話があるんですか。

○ 石川善己委員長

中村委員でいいですか。話をしましょうか。

○ 中村久雄委員

ごめんなさい。コミュニティ交通じゃなくして。

○ 石川善己委員長

自主運行バスですよ。

○ 中村久雄委員

ええ、自主運行バスは、減便を検討していくということで。

四日市鈴鹿線と四日市長沢線のバスが廃線というようなことで伺っています。それについて、デマンド交通の社会実験をしたという経緯で、その辺のを含めてしっかりと調査をしてほしいなというふうに思います。

○ 加納康樹委員

今、何か話がありますけど、この事項の13、14のほうで事が足りるのかどうかというだけですけど。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

必要があれば、今議会中の所管ではなくても、もしやるのであれば、休会中ということもありなのかなというふうに、申しわけないですけど考えます、今の話ですと。どちらかというと緊急性があるのはという部分も踏まえて、皆さんでご決定をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。ご意見等、ございましたら。

○ 加納康樹委員

今、中村委員からご提案の件は、この事項の13、14の報告を受けた上で考えればいいのかというふうに思います。

それと、伊藤委員のほうからあった件も当然やりたいなと思っているんですが、この本議会中の所管事務なのか休会中なのかという、その辺も時間的な問題もあると思うんですが、どうさばかれますか。

○ 石川善己委員長

これも私の意見なので、最終的には皆さんの合意のところで決めさせていただければと思います。朝明広域衛生組合については、予算をうちから組合議員として行っている中で、かかわっていない議員の方もたくさんお見えになるという中で、今後、前提として、情報共有も含めて、できれば今議会の最後の項目、環境部が終了した後に入れられたらなというふうには思っておりますが、そこまでの緊急性があるやなしやというところで、皆さんが今議会じゃなくてもいいのでないかというところが大勢であれば、そこは一度提案の伊藤委員とご相談をさせていただきたいとは思いますが、異議がなければ最後のところで入れさせていただけるといいのかなというふうに私としては考えておりますが、皆さんのご意見で最終調整を図らせていただきたいと思います。

○ 加藤清助委員

いつ諮るの。

○ 石川善己委員長

いや、今。今、ここで、やるかやらないかだけ決めさせていただかんと、多分資料の準備とかもあると思いますので。やるのであればというところで。

ごめんなさい、加藤委員。

○ 加藤清助委員

この議会でという意味か、最後にある休会中の所管事務調査の日程案も出ているもので、そこら辺のニュアンスというか、主に。

○ 伊藤修一委員

今議会で所管事務調査ということでお願いしたいと思います。

ちょっと足りない部分があるかわかりませんが、頭出しだけでも皆さん方にご協議いただけるような機会を設けていただけたらありがたいと思います。

○ 石川善己委員長

他に、ご意見、ご質疑等ございますか。

○ 森川 慎委員

委員長は、所管事務調査をやって、例えば、産生なんかだと、去年1年間通じてテーマを持ってやったというような経緯があるんですけども、その辺のお考えというのはどうなんですか。

○ 石川善己委員長

そういうご提案があれば、通しのテーマ、全て毎回1年間同じということではなくても、複数回取り上げるということもありますが、特段、今回も通しでテーマを決めてやりましょうというところまでは現時点では考えておりません。いろんなテーマ、あるいは、委員会を進めていく中で、そのときそのときで緊急性が生じるようなテーマも出てくるやに思いますので、そのあたりは柔軟に考えていければなというふうには考えています。

○ 森川 慎委員

わかりました。

その朝明のあたりの、何か問題点があるんですかね。ちょっと、余り不勉強なんで、どういったところが問題かなと思っているというところだけ。

○ 伊藤修一委員

ここで余りやってしまうと、また。

一応、基本的には、負担金の現状と、それから、朝明広域衛生組合本体の現状を共通認識していただけるような機会を設けていただきたいと。そういうふうなことでお願いをしたいと思っています。

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。特段に反対のご意見がなければ、最後に今議会中の所管事務調査ということで、朝明広域衛生組合についてというところで取り上げさせていただきたいと思いますが。休会中でいいんじゃないかという強いご意見があれば、また検討はさせていただきますが、いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

大丈夫です。

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 石川善己委員長

それでは、今議会中のテーマということで、朝明広域衛生組合についてということでさせていただきますと思います。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。

環境部、今回一番最後のラストになっていますので、できれば委員長のほうで少し資料請求ということで、2月の定例会議でも朝明衛生の資料を都環に出していただいた部分があります。それと、できればですが、朝明衛生本体の2月定例会議の資料ということで、特に組合長さんの発言とかの部分の資料として出していただけたらありがたいと思いますので、ご配慮いただきたいと思います。

## ○ 石川善己委員長

それでは、資料請求につきましては、事務局のほうで担当部局のほうへ伝えていただくという形をお願いをしたいと思います。

それでは、事項書をお配りさせていただいたと思いますが、事項書の18番の6月定例会議での所管事務調査についてというところで取り上げさせていただきますので、ご了承願います。

なお、全ての審査が終了後に7月以降の休会中の所管事務調査については再度お諮りをさせていただきたいと思いますので、日程含めて、また、そのときよろしくお願いをいたします。

## 議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

### 第2条 歳入歳出予算の補正

#### 第1款 資本的収入

##### 第1項 企業債

##### 第2項 他会計負担金

##### 第4項 国庫補助金

#### 第1款 資本的支出

##### 第1項 建設改良費

### 第3条 債務負担行為の補正

### 第4条 企業債の補正

## ○ 石川善己委員長

それでは、審査に入らせていただきます。

上下水道局から審査を行います。



予算常任委員会都市・環境分科会としまして、平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算の審査を行っていきます。

資料の説明をお願いいたしますが、冒頭、管理者のほうからご挨拶をいただきます。

○ 倭上下水道局事業管理者

皆さん、おはようございます。上下水道局でございます。事業管理者の倭でございます。

○ 石川善己委員長

かけてください。

○ 倭上下水道局事業管理者

よろしくをお願いいたします。

本議会には、今、委員長からございましたように、浜田通りの貯留管築造工事に係る補正予算を上げさせていただいております。

あと、その後、協議会といたしまして、この4月に下水道使用料の改定をお願いしたところでございますけれども、その関連といたしまして、公共下水道の接続、水洗化率向上のための施策についてということで、今の取り組みのほうを報告させていただきたいと思っております。

それから、報告事項でございますが、北中勢水道用水供給事業ということでございまして、これについて大きく3点よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○ 石川善己委員長

お願ひします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課長の伊藤です。よろしくお願ひいたします。

まず、タブレットですけれども、05の都市・環境常任委員会をあけていただいて、その後、15番の平成30年6月定例月議会、そして、02の上下水道局提出議案資料ということで

あけていただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ 石川善己委員長

お願いします。

○ 伊藤経営企画課長

では、今回、議案第9号下水道事業会計第2回補正予算ということでお願いをいたしております。

今回お願いいたしておりますのは、昨年11月の定例月議会で債務負担行為の補正をお願いして、なおかつ、この2月の定例月議会で予算のほうをお願いしております管渠布設費の浜田通り貯留管築造工事に係る減額の補正と債務負担行為の増額変更についてでございます。

昨年に債務負担行為を議決をいただきまして、その後の経緯につきまして議案聴取会で資料請求いただいておりますので、まず、7分の4ページをお開きいただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

まず、議決後、入札公告を2月に行いまして、そして、入札参加資格確認申請書の提出を受けた後に、例の話題になりました談合のほうが問題となっております。そのため、入札前に、談合に関与している企業が落札した場合は本工事の契約を保留するというところで、これは3月14日に決定をしております。

そして、開札日の当時に、この談合に係る企業が落札という形になりましたもので、開札日当日に契約も保留をする旨を伝えまして、その翌日に議員の皆さんに契約を保留したことをメールで配信してお伝えをしております。そして、その当該企業に対して契約保留の文書を交付しておりますところでございます。

そして、3月23日に、市の入札参加資格審査会が24カ月の入札参加資格停止を決定したことを受けたことで、上下水道局といたしまして落札の決定をとめるということを決めまして議員の皆様にお伝えをしたところでございます。

このような経緯から、議決いただいた債務負担枠を利用して契約することができなかったという経緯がございます。

戻っていただきまして、7分の2ページをお願いいたします。

補正につきましては、資本的収入、支出ともに4億円の減額をお願いしておりますところでございます。

そして、改めて債務負担行為の設定をお願いしておりますところでは。

そして、なお、事業目的や工事内容について、基本的に変更はございません。

なお、この工事や総事業費についても、総事業費は64億円として変更はございません。

続いて、7分の3ページをごらんください。

6でスケジュールを示しておりますが、今回のことで数カ月ほど完成が出来る見込みとなっておりますもので、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、梅雨になる前には何とか工事が完了するであろうというふうに考えております。

私からの説明は、以上でございます。

#### ○ 森下上下水道局管理部長

おはようございます。管理部長の森下です。

私のほうからは、7分の5ページの参考のところをご説明させていただきます。

建設工事の入札参加資格停止基準の一部改正ということで、総務委員会の資料でございます。

まず、この改正に至りました平成18年度の改正では、三重県のほうで、国とかに比べて独占禁止法違反の指名停止期間が長いことや幅がないということで、悪質さにおいて期間が設定できないということがありまして、他県では既に指名停止の解除をしているにもかかわらず三重県だけが長い指名停止を継続していたというふうなことがございます。

これに対して、三重県のほうが平成29年7月1日に指名停止要綱の改正を行ったというふうなことがあり、その結果、停止案件41件中、平成29年7月1日をもって指名停止期間が終了になったという三重県の改正の背景がございまして、2番の本市につきましても、これまで三重県の要領の改正に準拠して指名停止の基準を運用していたということでありますので、三重県の改正に伴って本市の入札参加資格停止基準の改正を行ってきたというふうなことでございます。

適用時期については、毎年6月1日に行っている。それから、3月下旬ごろに業者の参加者名簿登録がされておるということで、例年の6月1日に改正を行っておるということでございます。

次に、7分の6ページをごらんください。

遡及による特例措置ということで、旧基準を適用したまま長期間残りますので、この6月1日をもって三重県と同様に遡及による特例措置を行ったということです。

結果的に、資格停止中の30件が、この改正により解除されたのが21件、期間短縮されたのが6件、変更なしが3件というふうになっております。

主な改正内容というのは3番でございますが、遡及期間、繰り返し2回停止を受けたときに、2回同じことをやっている場合、10年間以内に同じ行為をやった場合に、2倍の期日の期間の停止がかかっておりますが、それが3年に短縮されるというふうなことで、贈賄、独占禁止法違反、公共契約競売等妨害、談合につきまして、それぞれ、贈賄につきましては24カ月の1、2、3の場合分けして適用させる、独占禁止法については22カ月を、市発注工事の場合は3カ月以上12カ月以内、それ以外につきましては1カ月以上9カ月以内、それから、公契約関係競売妨害、談合につきましては12カ月以下の記載のとおりに変更するというふうなことでございます。

4番としまして、独占禁止法違反においては、課徴金減免適用制度の適用があった場合は措置期間の2分の1という運用を導入するというふうなことの入札参加資格停止基準の一部を改正されているというふうなことでございます。

以上でございます。

## ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。以上ですね。

説明は、お聞き及びのとおりとなります。

ご質疑、ご意見等ございましたら、挙手にてご発言を願います。

## ○ 中村久雄委員

昨日の議案質疑の中でもありましたが、その確認というか、させていただきたいと思うんですけども、7分の4の資料のほうですね。

この3月14日の上下水道局は、市と協議の上、談合に関係している企業が落札した場合は本工事の契約を保留することを決定したと。この保留ができるのかというところの、そういう決め事、そういう法律は、どの……。契約の保留ができるルールはない。入札したら5日以内ですかね、5日以内に契約しなければならないというのがあると聞いておるんで

すけど、保留がルールがないというところは確かなんですよね。

今回は、リニア談合事件のことを、社会的な背景をおもんばかって市と協議してやったと。そこで法的なこともいろいろ整備されていると思うんですけども、そこが今回のこの事業自体にやはり速やかに、本当に浸水被害のあったところの対策はとってほしいと思うので、そのところの確認を。

#### ○ 森下上下水道局管理部長

まず、規定にあるのかないのかというふうなことですけど、明確に契約を保留することができるという規定はございません。

ただし、入札における場合におきますと、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の中には、入札及び契約から、談合、その他不正行為の排除の徹底というふうな文言があります。その趣旨を踏まえまして、今回、4社の談合というふうなこと、そのうちの中の2社が逮捕、拘留されていると。そこで、ほかの2社についても捜査を受けておるというふうなことで談合に関与しているというふうなことがありますので、一旦、落札決定の契約を保留させていただいた。その後、この推移を見ていこうというふうなことでございます。

先ほど、5日以内というふうなことがありますけど、規則の中には、確かに5日以内というふうには記載がございます。これは、あくまでも業者を縛る、縛ると言う強い言葉ですけども、いつまでも契約をするのを放ったらかしにしないようにということで、5日に業者のほうに規制をかけておるということでございます。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員

問題があったというのは、問題と考えられるのは、行政として法の決めがないことをやっていくということは、これが非常に問題じゃないかという意見だということを考えるわけですけども、きのうでも総務部長が答えた……。

ここで聞いても仕方ないかな。

前例はあるかということで浜松市の件がありましたけれども、浜松市の件も、四日市のこの行動を見て後から浜松市が行ったというようなことを聞いたんですけど、それは、ここで聞いてもわからんかな。

○ 石川善己委員長

ちょっとここでは答弁できないかなと思います。

○ 中村久雄委員

わかりました。次、やってください。

○ 石川善己委員長

答えられるんですか。

○ 中村久雄委員

答えられますか。

○ 石川善己委員長

いいかな。

○ 倭上下水道局事業管理者

事業管理者の倭でございます。

今、浜松市の他市の状況ということでご質問をいただきましたけど、浜松市の医療センターの新病棟の整備事業の設計、協力業務委託という内容でございますけれども、これについては、プロポーザル方式でございますので金額までの規定はないんですけれども、こちらは、情報といたしまして、3月6日に契約を保留しているという状況でございます。

本市の場合、先ほど資料で見いただきましたけれども、それ以後の保留というところでございます。

3月29日に6カ月の資格停止ということで、契約をしないような形になってございます。以上です。

○ 中村久雄委員

3月21日ですか。

○ 倭上下水道局事業管理者

3月29日。

○ 中村久雄委員

3月29日。

うちがいつや。うちが3月26日に資格停止の決定をしたということですね。

ということは、保留決定したのは浜松市が先で、資格停止を決定したのは四日市が先やというところですよ。わかりました。

上下水道局としたら、市と協議して法的なこともしっかり踏まえてやってきたと思うんですけども、行政行為というのは、やはり法で決まっておりにしなければならないというのがあって、それをこういうような判断のもとでやっていくというのが、これは行政行為の瑕疵行為に当たるんじゃないかということも思うわけですけども。だから、もう法律違反ですね。この件は、先ほどもあったように総務の入札の関係ですから、やはり総務も交えて、この件をはっきりさせて、しっかりとこの浜田貯留管の整備事業が速やかに進むように、これは審査する必要があるかなというふうに感じるところでございます。

もう、ここで言うてもええの。

○ 石川善己委員長

言うのが何かわからないんですが。

とりあえず、ご意見として承った上で、もし全体会送りとかそれ以外の提案があるようであれば、基本、採決の後、全体送りの提案の項もございますので、もしそういうご意思があるのであれば、そちらでご提案をいただければと思います。

質疑がありましたら続けてください。

○ 中村久雄委員

いいです。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

他にご意見、ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 伊藤修一委員

ちょっと素朴な疑問なんやけれども、入札の6月1日に四日市の制度が変更になるというのは、もう平成29年7月に県が変更した段階で四日市市の方針としては、そういうことを把握されてみえたのと違うのかな。6月1日という日が、もう全部設定された日で、それにあわせていろんな物事を逆算して考えていくと、もう3月にちょうど3カ月でちょうど日も合うしとか、そういうふうなおかしなことも考えられてしまうんやけれども、県がやっぱり変更したことは把握しておったわけやで、市もそれにあわすには、翌年、平成30年の6月1日というのは、それがタイムリミットというか、そのセットされた日として水道局は、そういうことを想定していろんな物事を考えておったのではないかなということがちょっと思ってしまうんやけれども、その県の制度の変わったことについては、どの時点で把握されておった。

○ 石川善己委員長

どなた。管理部長でよろしいですか。

○ 森下上下水道局管理部長

済みません、正直なところをお話ししていく話なんですけど、6月1日……。

済みません、申しわけございません、ちょっととまどっておりますので。

6月1日にいろいろな基準が変わるとというのは毎年のことでございますのでわかっておりましたが、正直、この7月、この基準が変わるということを正確に知っていたかという、その辺はわからなかったというのが正直なところでございます。

○ 伊藤修一委員

四日市市の考え方と水道局の考え方がばらばらやったらそういうこともあるかわからんけれども、もう県が平成29年7月に改定しておって、四日市の版は平成30年の6月やと、もう、そういうふうなことを当然市としては考えておったと思ってしまうんやけどね。だからこそ、やっぱり今回6月1日付で変更があったわけで。

そうしたら、その前の3月に、こういう入札をかけたとか、本来はもっと早く入札をかけるべきやったのを、3月にあわせてタイミングをずらしてここへ持ってきたかとか、い



ろんな憶測が出てしまうんやけれども、そういう部分では、全く知らなかったということ  
でいいんですか。

#### ○ 森下上下水道局管理部長

基準が変わるといのは6月1日にあったかと思えますけれども、それにあわせて、こ  
の浜田通りの貯留管の公告等々の期間を設定したわけではなくて、補正を認めていただい  
た時期、それから公告をする時期、入札をする時期というふうな形で進めてきました。結  
果的には、この基準の停止が、短縮というのがあったかと思えますけれども、その当時に  
そこが該当するとかは全然全く考えておりませんでした。

#### ○ 伊藤修一委員

たまたま考えていなかったけれども、その日が偶然というか、そういうことをやったと  
いう、そういう正直なことやと思えますので、そうやって理解したいと思えますが、そも  
そも、上下水道局には、去年の暮、また、そういうふうな、去年から、この工事、早くや  
っぱりスタートをかけて、早く入札をやっていただいて早く着手をしてくださいというの  
が委員会からの要望というか強い要望があったわけで、随分3月まで時間がかかってしま  
ったなということが、やはり少し疑問に思うようなところで、もう本来ならば年末年始、  
もう12月、1月ぐらいでも、もう本当はできたんではないかとは思ってはあったところが  
正直な気持ちです。そういう部分では、3月までおくれてしまったということの事実はある  
のかどうかだけ確認したい。

#### ○ 川島下水建設課長

工事の発注に係る時間的な話なんですけれども、設計の見直しの説明を昨年夏ごろさせ  
ていただきました。その後、今回の浜田通り貯留管の築造工事に関しましては、大口径の  
シールド工事であったり、ニューマチックケーソン工事であったり、特殊な工法をいろい  
ろ使う中で、積算に当たる材料の市場調査というか材料価格の調査に3カ月ほど要します。  
そういうものを含めて、一般のー言葉は語弊があるかもわかりませんーちょっと少額  
の工事の発注の準備期間では発注ができません。そういうところも昨年説明させていただ  
きまして、スケジュール感の中で11月の委員会の補正をいただいた、その後の発注スケ  
ジュール、そして、入札の条件整備等々を並行作業で進めて最善の努力はさせていただきま

したけれども、入札行為としては3月にならざるを得なかった。公告はもっと前に当然しておりますけれども、総合評価方式でやっておりますので決定までには普通の工事よりも余分に1カ月以上かかりますので、結果的に3月になったというところでご理解いただきたいと思います。

#### ○ 伊藤修一委員

2月に公告して3月になってしまったという、これ、いろんな事情があったということでもう理解をしたらいいのかなとは思いますが、やはり委員会が、やっぱりその補正の認めるときには、できるだけスピード感を持って早くやってほしいということで、そういう行為が先に前倒しでなされておれば、例えばの話やけれども、2回の入札とか、今回のように、二重にまたお金を、経費をかけて入札するようなことも避けれた可能性もあったかわからるので、そういうこともちょっと指摘しておきたいと思います。

以上です。

#### ○ 石川善己委員長

ご意見という形で報告のほうには盛り込ませていただければと思っております。

他に、ご質疑等ございますでしょうか。

#### ○ 加藤清助委員

私は、ずっとこの間、ほかの方の質疑、聴取会だとかも聞いてきまして、この補正予算案の是非というのは、論点的には、その経緯と、その市や上下水道局の判断と対応がどうであったか、よかったかどうかということと、今もありましたけど、この工事がおくれることによる市民生活への影響が市や上下水道局の瑕疵で回避できなかったかどうかということだとか、さっき伊藤委員がおっしゃった、再入札すれば、それに伴う経費というのは2回目がかかるわけで、そこら辺が論点的にあるのかなと思っておって、私個人としては、この補正予算を非とするつもりはありません。

ずっと経緯なんかも見せていただいて、たまたまきょう、総務委員会の調達契約の資料が参考資料で出ていて、その説明もあったんですけど、前にもらっている資料の経緯のところできょうも説明がありましたけど、3月26日までの経緯は時系列で書いてもらっていて、きょうの総務委員会の参考資料でいくと、5月の審査会で6月1日以降に資格停止基

準を改正適用することを決定したということが追加でわかるわけですね。5月の何日の審査会かというのは書いていないんだけど、この経緯の欄外にも参加資格停止基準、要するに、この基準を改定して6月1日付で適用するというにしましたわけですね。このほかの入札参加資格の要綱だとかそういうのは、市の例規集で引っ張ってみたりはさせていただいたんだけど、基準というのは出てこうへんもんで、そもそも基準の文書的な要領というのは何ページぐらいあるのかなと思って、後で参考にもらえるんだったら、この総務委員会のあれには、ここをこう変えるとか何カ月を何カ月に変えるとかというのはわかるんやけど、じゃ、基準そのものの全体がどういう基準で文書的に整えられているのかというのは見ることもしたいと思うもんで、後でいいんですけれども配っていただけるならそうしていただいて、今後の……。こんなことをようけあってはあかんけど、でも、さっき話を聞いていると、毎年6月やった、に年度ごとに見直される、県が今回たまたまやったのを受けて、これに準じて市のほうもそういう適用をしていくということに審査会で決定したという流れになっていますから、そういう点だけ、ちょっと資料請求になるのかなと思いますけど、お願いできたらと思います。

○ 石川善己委員長

審査には影響されないというところでの資料請求だと思いますので、用意でき次第、配付をしていただきたいと思います。時間的にはどうでしょう。

管理部長、すぐできますか。

○ 森下上下水道局管理部長

はい。資格停止基準については、すぐご用意できます。

○ 石川善己委員長

では、でき次第、配付をお願いしたいと思います。

いいですか。大丈夫ですか。

もう紙ベースですぐ出るということですね。

○ 倭上下水道局事業管理者

ホームページに載っておると思いますので。

○ 森下上下水道局管理部長

調達契約課のホームページの入札情報、そちらのほうに載っております。

○ 加藤清助委員

いいですよ、別に終わってからでも。

○ 石川善己委員長

データ配信という格好でよろしいですか。紙ベースで。

○ 加藤清助委員

そんなのなら、自分で見ます。

○ 石川善己委員長

じゃ、紙ベースで配付がよろしいですね。

○ 加藤清助委員

僕、例規集だけ検索しておったもので、調達契約のほうにはアクセスしていなかったもので。

○ 石川善己委員長

じゃ、用意でき次第配付を。言ってもらいましたので、もう用意させます。

継続で質疑ございますか。もうよろしいですか。

他に、ご質疑等、ご意見ありましたら、お願いいたします。

○ 森川 慎委員

今後のことをお伺いしたいんですけど、これ、指名停止が何社か出て、先ほども特殊な工法などを利用するというお話が答弁の中であったので、ほかの業者さんでも、その辺の工事の品質であるとか期間、技術的な問題も含めた工事期間というのは、ちゃんと同じように担保できるというか、想定はされているんですかね。今後、指名をやり直して、ほか

の業者さんが落としてというところで、そういう業者さんというのは大丈夫なんですか。おるかどうかということ。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島です。

担保できるかというと確証はよう言いませんけれども、先ほども申させてもらったように、この工事については、基本的には総合評価方式の一般競争入札という形で募集をかけます。ということで、いろんな条件とか提案、工事の内容に対する技術提案であったりとか技術者要件とか、いろんな条件はつきますけど、それを踏まえて応募いただく形になりますので、基本的には、応募いただいたところについてはできるという前提で来ていただいております。

以上です。

○ 森川 慎委員

そういう企業はあるんですね。僕は、ちょっとわかりませんけど。

リニアのお話なんかやと、それこそ談合したところしかそういう技術がなかったというようなことで談合のそういう温床になったというようなお話もあるので、その辺だけちょっと確認したかったんです。

○ 川島下水建設課長

今後の入札に係るで余り細かいところまではここで申せませんが、先ほど言った技術的なところは、全国にコリンズという登録制度があって、技術者とか会社のいろんな実績が、あるいは、そういう能力があるとかないとかという会社要件みたいなもの、あるいは技術者要件のようなものが閲覧できるシステムになっています。そういう中で、間口を広げてというか、できるであろう理想を求めて公募をかけるので、そういう意味では、ここでないとできないというものではないと私どもは思っております。

以上です。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

○ 中村久雄委員

済みません、先にこうなったらどうなるのやという話をしても仕方ないかわかりませんが、市民の皆さんは、やっぱり浸水の被害で何とかこれをというので待ち望んできた浜田貯留管なんですよね。今回、半年ほど完成が出来るというところで、その出来る原因が、やっぱりこの今回のリニア談合事件で、そういう疑わしいものに関して保留にして資格停止にしたという決定を市が判断したというところですね。

ここで、もし、おくれた半年の間にゲリラ豪雨があつて浸水被害があつたというときに、市民の皆さんは本当にくやしい思いをされるということが想像に難くないわけですが、そのとき、市の補償とかいうのは、何か。今までの中であったり、そこをどう考えているのか、考えていないのかも。これは、もう法にのっとってやってきたというところの末やと思いますけれども、今までの中で、そんなことがあつたとか、なかつたとかいうのがありましたら。

○ 若林上下水道局技術部長

今回のことで市民の方々にはご迷惑をおかけするということに対しましては、まことに申しわけないというふうには思っております。

ただ、私どもが行ってまいりました今までの経緯の中では、間違いはないというふうには思っております。

工事のスケジュールということで申し上げますと、シールド工事の後にもう一つ導流管の工事がありますとか施設のポンプを据えたりとか、そういう工事がございまして、その全体のスケジュールとしましては、当初は平成33年の12月までということで考えておりました。

今回、再入札で出来ることによりまして、平成34年の5月ということで完成を目指しております。

したがいまして、梅雨時期までには終わらせるような形で努力してまいりたいと思いま

すので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 中村久雄委員

それまでに災害がないことを期待するしかないかなというふうに思ひます。

いいです。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

ご質疑等もないようですので、これで終結をさせていただきます、討論に入らせていただきたいと思ひます。

討論ございましたら、挙手にて発言願ひます。

中村委員、どうぞ。

○ 中村久雄委員

ぜひとも、この議案に対しては、全体会で入札方法も含めて議論したいなと思ひますが、それは、今言つて。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

全体会送りは、基本、採決の後というのが原則になります。

ただ、採決をとらずに全体会へ上げたいと、とらずにということであれば、ここで採決をとらずに全体会送りの提案をしていただき、全員の合意が得られれば採決をとらずに全体会へ上げると。全員合意がなされない場合は、採決をとった後に改めて全体会送りの提案をいただき、採決をとらせていただくという流れになります。

どう言おうかな。

じゃ、中村委員。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。

この議案に対して、やはり速やかに事業を進めていただきたいという立場は持っております。

ただ、この四日市市行政としての今回の保留にした、資格停止にした、そういう流れをはっきりとルールづけ、決めるためにも、入札のほうと総務のほうとあわせて全体会で議論して、この浜田貯留管工事に関するこの議案をしっかりと煮詰めて工事に入っていただきたいなという思いで、全体会送りを、もう採決をとらずに全体会送りへ。

○ 石川善己委員長

採決をとらずにということですね。

○ 中村久雄委員

はい。したいと思います。

○ 石川善己委員長

わかりました。

はい、加納委員、どうぞ。

○ 加納康樹委員

もう私、発言しませんけど、皆さんの発言を聞いていて、採決をとらない理由がどこにもなかったのので、速やかに採決はするべきと思います。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、全体会へ採決を行わずに送るということを決定するには、全員の合意が必要という形になります。



ただいま加納委員のほうのご発言も踏まえまして、全員合意は難しいのかなというところを思います。

というところで採決をとらせていただいた後に、改めて全体会へ送るか否かについてを諮らせていただくという進め方にさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

その前に討論があるんですよね。全体会送りの提案はありましたけど、議案に対する採決はとる場合、賛否を。討論があるのかないのかをお諮りするのを忘れていましたので。

○ 加納康樹委員

このまま行ったら、異議なしですか。

○ 石川善己委員長

そう。異議なしで、もう簡易採決になりますので。それでよろしいですか。

○ 中村久雄委員

立場的にどうなるのや。

○ 石川善己委員長

議案に反対であれば反対の討論をしていただいて、挙手採決になるかというところですので。

お願いします、中村委員。

○ 中村久雄委員

この浜田通り貯留管築造工事の議案に関して、やはり今回の入札、落札してから保留にした、そして資格停止したというのが、本当に行政の法律的にのっとなってやっていたのかというところに疑義がまだ残っておりますので、今回の件は、議案に対しては反対の立場

でいきたいと思います。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

他に、討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

それでは、ただいま反対の表明がございましたので、挙手にて分科会としての採決を行わせていただきます。

議案第9号平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算、第2条歳入歳出予算の補正、第1款資本的収入、第1項企業債、第2項他会計負担金、第4項国庫補助金、第1款資本的支出、第1項建設改良費につきまして、賛成の委員の皆様挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決しました。

なお、全体会送りについて諮らせていただきたいと思います。

○ 中村久雄委員

やっぱり今回のこの事案に対して、行政手続が本当に法にのっとったものなのか。物の本によりますと、行政行為（行政処分）は、法律に従って行わなければならない。しかし、その処分が有効に成立するためには、法律上不能でないことを、法律に違反していないことが前提であると。その上で権限のある行政機関による執行がなされねばならない。この要件のいずれを欠くときは、この行政処分は違法な処分となり、これを瑕疵ある行政処分という、というところがあります。

今回の保留にしたこと、これが、どこにもそういう法、ルールがないというところを市と協議して決定したという判断をしたというところの判断が、本当にルールにのっとっておったのか、それは正しいのかどうか。これが一つの四日市の前例になるわけですから、しっかりと入札のほうと協議して、四日市のこれがロジックになるように、今後の四日市のためになるように議論していくために全体会で審査することを提案いたします。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

ということは、複数の分科会に係る事項ということでの全体会送りの提案という理解でよろしいですね。

○ 中村久雄委員

そうですね。

○ 石川善己委員長

それでは、全体会へということのご提案がございましたので、送るか否かについて採決をとらせていただきたいと思います。

議案第9号平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算、第2条歳入歳出予算の補正、第1款資本的収入、第1項企業債、第2項他会計負担金、第4項国庫補助金、第1款資本的支出、第1項建設改良費につきまして、全体会の審査へ送ることに賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 石川善己委員長

賛成少数であります。よって、本件につきましては、全体会審査に送らないことと決まさせていただきます。

以上、この議案につきましては、以上とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算、

第2条歳入歳出予算の補正、第1款資本的収入、第1項企業債、第2項他会計負担金、第4項国庫補助金、第1款資本的支出、第1項建設改良費について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

引き続き、協議会という形になりますが、1時間ほど経過をしましたので、10分程度休憩をとらせていただいで再開をしたいと思しますので、11時5分再開をお願いをいたします。休憩に入ります。

10 : 53 休憩

---

11 : 54 再開

○ 石川善己委員長

あと、最後に、上水道として報告事項が1件あります。ここまでやらせていただいでお昼に入らせていただきたいと思しますので、もう少しだけご協力を願いたいと思ひます。

それでは、報告事項ということで、北中勢水道用水供給事業について説明を願ひます。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です、済みません。

資料につきましては、引き続き、22分の21ページをごらんください。

よろしいでしょうか。

北中勢水道用水の供給事業についてということでご説明申し上げます。

県が、広域的水道整備計画を策定しておりまして、その中で長良川水系の取水・導水施設を、今、建設することがその中に入っております。その計画について、県からその整備を進めるようにということの同意を求められております。

そして、これまで、工業用水施設の暫定的な利用でありますとか木曾川水系の暫定的な運用の中で、建設、これはそれなりに当然経費がかかりますもので、その建設の延伸をお願いしてきたところでございます。

ただ、今後、工業用水の需要がふえるということで、これまで工業用水の施設を利用し

た暫定的な運用等が難しくなるということで、8市町で構成しております北勢広域水道事業促進協議会のほうで、もうこの状況の中で施設建設はやむを得ないのじゃないかということで、同意する方向で現在調整が図られておる状況でございます。

1番の、これまでの経緯と経過ということでございますが、この事業につきましては平成9年をスタートにしておりまして、その当時、水の需要がかなり苦しくなるということで、三重県のほうに、こういった施設や給水の申し込みを行ったことが発端となっております。

その中で三重県は、この施設をこの整備計画の中に位置づけておりまして、平成10年から事業着手を行ったわけでございますが、その後、節水機器でありますとかライフスタイルの変化等がございまして水の需要の見込みが減少したところでございます。その中で、施設建設の延期をお願いしてきたところでございます。

そして、平成26年ですけれども、施設建設の延伸を要望しまして、その当時、三重県が河川管理者のほうに対して7年延伸するというので要請を行いまして、施設完成を平成37年に延伸するということが認められまして現在に至っておるところでございます。

同意理由といたしまして、水道水の安定供給ということでございますが、先ほど申し上げましたが、工業用水の暫定利用を上水に対してしておるという中で、今後、工業用水が北勢地区を中心に需要が増加すると。そして、契約量が施設能力を上回るということで、工業用水の暫定利用ができなくなるということで水道水の安定供給が難しくなるということをやはり避けなくてはならないということが、まず一つ。

そして、またということで、木曾川水系の暫定利用で、長良川水系の取水・導水施設の建設が、これは、つくるということを前提に暫定利用を認められておりますもので、この暫定利用がなくなりますと、水道水の安定供給が、やはり当然のことながら困難になるという、このまず二つがございます。

そして、渇水のリスクということで、木曾川水系は渇水しやすいと、渇水の率が高いため、木曾川水系を水源にしないまちにとっては、この渇水リスクをやはり回避したいということで施設建設を強く望んでいる、この2点が同意の理由と考えております。

ただし、しかしながら、3で、やはり各市町の財政状況が厳しいということで、これは北中勢の全体的な施設整備計画でございますので、中勢地区とともに北勢地域の中でも、受水費、この施設経費等々を何とか下げられないかというような意味合いで、受水費の削減の要望をあわせて提出をする方向で、今現在、調整を図っておるという状況でございます。

説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

ご質疑等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

では、この程度とさせていただきます。

以上で、上下水道局の所管部分につきましては、全て終了となります。お疲れさまでした。

それでは、休憩に入ります。

ありがとうございました。お疲れさまでした。再開は、1時とさせていただきます。スポーツ・国体推進部の審査より再開をいたします。

11:58 休憩

---

13:00 再開

○ 石川善己委員長

それでは、委員会のほうを再開させていただきます。

ここからは、スポーツ・国体推進部の審査に入りますが、その前に、皆さんのお手元のほうに差しかえの審査順序を配付させていただいてあります。

内容等については、事務局より説明をさせますので、事務局、お願いします。

○ 議会事務局議事課山口

ご説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました審査順序につきまして、先ほど審査していただきま

した審査順序1番、議案第9号の上下水道局補正予算に関する部分につきまして、第3条債務負担行為の補正及び第4条企業債の補正についての記載が漏れておりました。大変申しわけございません。お詫びいたしますとともに、訂正をお願いいたします。

なお、先ほど委員会審査について、これらを含んだ形で行っていただいておりますが、正確性を期すために、採決について追加でお諮りいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

#### ○ 石川善己委員長

済みません。説明はお聞き及びのとおりであります。

資料等の記載につきましては私も気づきませんでしたもので、今後誤りのないように改めて徹底をして、きちんと気をつけるようにさせていただきたいと思ひますし、指示についてもしていきたいなというふうに思っておりますので、ご了承願ひます。

先ほど説明のありました債務負担行為の補正と企業債の補正について、確認も含めて正確性を期すために採決を追加でさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議案第9号平成30年度四日市市上下水道事業会計第2回補正予算、第3条債務負担行為の補正及び第4条企業債の補正について、賛成の委員の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

#### ○ 石川善己委員長

済みません、ありがとうございます。

賛成多数で、本件は可決すべきものと決しました。

なお、先ほど、同議案につきましては、複数の分科会に係る事項として全体会へ送るべきとの提案がありましたが、第3条債務負担行為の補正及び第4条企業債の補正について、全体会へ送ることを諮らせていただきますが、再度提案理由の説明を中村委員、願ひします。

#### ○ 中村久雄委員

第3条債務負担行為の補正について、これは浜田貯留管のことですけれども、今回、入

札して落札を決定した、そこで保留したというところが自治法上どうなのかという疑義があるため、これは複数の部局にまたがりますので、全体会で審査するのが適切かと思いません。

以上です。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

以上のように、提案の理由説明がされました。

それでは、本件を全体会審査に送るべきということで、賛成の委員の皆様の手を願います。

(賛成者挙手)

○ 石川善己委員長

賛成少数ということで、全体会へ送ることはなしということに決させていただきました。ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第9号 平成30年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算、第3条債務負担行為の補正、第4条企業債の補正について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

それでは、審査に入らせていただきます。

スポーツ・国体推進部に関する事項に移らせていただきます。

ここから、再度、都市・環境常任委員会に切りかえをさせていただきます。

冒頭、スポーツ・国体推進部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

挨拶もかねて、森部長、お願いします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

スポーツ・国体推進部でございます。よろしくお願いたします。



まずもって、昨日、議員の皆様にはタブレットのほうに配信をさせていただいておりますけれども、今回、PCV廃棄物という、いわゆる蛍光灯の中にある安定器並びに、こういった小さいコンデンサーと言いますが、そういったものを平成13年からスポーツ課所管の部分については、370個余り保管をしてきておりましたが、そのうちの19個についてが数が合わない、届け出しておる数と合わない、数字が少ないということがわかってまいりまして調査をしたところ、平成13年から現在に至るまで厳重に保管をしておったものですから、途中で誤ってなくなってしまったということの危険性はなくて、平成13年当時に保管する際に、この対象の安定器について調べますと、製造年度から見たときに、PCVが含まれていない安定器であったということが確認できました。そういったことから、当時、PCVが含まれていないから保管する必要はなく処分をしたものについて保管したものであるとして台帳に載せてしまったというような間違いであるということが確認できたということで、そのことにつきまして三重県のほうに報告をしたということをご発表させていただいたところでございます。

こういったことで不安を与えてしまったということで、ご心配をおかけしましてまことに申しわけございませんでした。

#### ○ 石川善己委員長

一緒でよろしいです。

#### ○ 森スポーツ・国体推進部長

恐れ入ります。

それでは、審査のほうをお願いしたいと思いますが、まず、1点目が、その霞ヶ浦サッカー場につきまして、整備計画に基づきまして取り壊しに入っておりますので、運動施設条例の改正案を1点審査をお願いしたいと思います。

後に、協議会の開催もお願いしておりますので、近づくインターハイ、国体の開催概要並びに施設整備を進めておりますので、こういったことにつきまして昨年まで教育民生委員会のほうで随時折に触れてご説明申し上げておりましたが、今回新たに都市環境ということで、改めて概括的にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

議案第17号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 石川善己委員長

議案第17号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

資料の説明をお願いいたします。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課長の村田でございます。

議案第17号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましてでございますが、タブレットのほうは、05都市・環境常任委員会、15平成30年6月定例会議会、04スポーツ・国体推進部（提出議案協議会資料）のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

20分の3ページを、まずごらんください。

よろしいでしょうか。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

お願いします。

○ 村田スポーツ課長

済みません、それでは説明をさせていただきます。

平成33年に開催されます三重とこわか国体に向けたスポーツ整備の中で、霞ヶ浦サッカー場を廃止し、その跡地に新野球場を建設してまいります。

今回の議案につきましては、霞ヶ浦サッカー場の廃止に伴う条例の一部改正となります。

改正場所につきましては、第2条関係、運動施設の名称及び位置が記載されています別表1から霞ヶ浦サッカー場を削除するものとなります。

また、めくっていただきまして、第7条関係、専用利用料金の上限額が記載されています別表第2から霞ヶ浦サッカー場に関する記載を削除するものとなります。

なお、この条例の施行期日は平成30年7月30日としており、8月1日から開催されます高校総体、テニス会場の予備駐車場と活用していくため、この期日としております。

それでは、20分の7ページをごらんください。

参考資料といたしまして、霞ヶ浦新野球場の建設工事の工程を記載させていただいております。

下段のほうに工程表がございます。

本年7月30日で霞ヶ浦サッカー場を廃止し、8月よりサッカー場の解体工事を着工いたします。

その後、平成31年1月より新野球場の建設を開始し、平成32年5月の供用開始を目指し整備を進めてまいります。

次のページをごらんください。20分の8ページになります。

上段が、現在の霞ヶ浦緑地の運動施設の配置状況になります。

霞ヶ浦第1野球場の北側にありますサッカー場を解体し、その場所に新野球場の整備を行うものとしております。

下段の図が、新野球場整備後の配置図になります。

なお、この新野球場については、霞ヶ浦第1野球場を補完する野球場となり、メイン球場は、今までどおり第1野球場ということになります。

今回の議案につきましては、新野球場を整備していくに当たり、既存のサッカー場を廃止する議案となります。

説明については以上でございます。

## ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑等ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

## ○ 森川 慎委員

済みません、野球場って、どんなふうにつくるというのは出ていたんですけど、ちょ

っと。今、サブというお話やったんですけど、どんな仕様なのかなというのだけ確認したいと思います。もうどこかで議論されたのかな。どこかで議論されたんですけど。ちょっとよくわからないですけど。

○ 石川善己委員長

前回までは教民なので、私もちょっとわかりません。

○ 森川 慎委員

ちょっと僕もわからないので。どんな野球場ができるのかというところを、もうちょっと具体的に説明いただけるとありがたいと思います。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課、長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

今回、この後の協議会のほうでお示しさせていただこうかなと思っておりますが、予算委員会のほうでは、ことし工事予算をつけていただいておりますので、そこでご審議はいただいたかなとは思っております。

○ 森川 慎委員

わかりました。協議会のところで伺いますので、済みませんでした。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

他にございますか。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

では、特段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ございましたら、ご発言を願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論もないようですので、簡易採決にて諮らせていただきたいと思います。

議案第17号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上で、国体推進部の所管部分についての審査は終了になります。

13 : 11 休憩

---

14 : 16 再開

○ 石川善己委員長

それでは、委員会のほうを再開させていただきます。

まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 稲垣都市整備部長

午前からの審議、お疲れさまでございます。

都市整備部でございます。

ちょっと冒頭少し時間をいただいて、この6月、いろいろな事件が起こりましたので、そのあたりの報告を少しさせていただこうと思います。

6月6日に東名阪自動車道の鈴鹿インターチェンジ本線で橋梁裏のコンクリートが落ちると、そういう事件がありました。

これを受けまして、市内の跨線橋、跨道橋、こちらのほうの全チェックをかけてございます。

市道でかかっている橋については、全て問題なしということでございます。

東名阪自動車道にかかる跨道橋は、市のほうでチェックできませんので、これはネクスのほうにお願いして点検の依頼をしてございます。

また、国、県が管理する跨道橋、跨線橋についても、国、県に確認をしてございますけれども、現段階で異常がある分はないということでございます。

また、この間の地震のほうで塀が倒れると、それで小学生のお子さんが犠牲になるというのがありました。これを受けまして、現在どういう形で点検をしていくかといったところについて今まとめておりますので、これもできるだけ早期にまとめて皆さんのほうにご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

本日ですけれども、議案としましては、条例改正が2件、あすなろう鉄道の車両更新に係る案件が2件、それと、市道路線の認定で、計5件の審議をお願いしてございます。

あと、残り報告事項5件というのがございますので、できるだけコンパクトに、効率的にやらせていただこうと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議案第15号 市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部改正について

#### ○ 石川善己委員長

じゃ、お願いします。

それでは、議案第15号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案についての説明をお願いします。

#### ○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、タブレットのほうですけれども、コンテンツ一覧の、05都市・環境常任委員会、続きまして、15の平成30年6月定例会議会、05の都市整備部提出議案、その他報告資料と。よろしかったでしょうか。

その1番目の議案説明資料の1ページになります。タブレット番号、右肩の21分の4ページをごらんいただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

議案第15号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

改正の内容としまして、一つ目は、旅館業法の一部改正に伴い文言を整理するものです。

上の表に示してありますように、法改正により、旅館業の営業種別であるホテル営業と旅館営業は、旅館ホテル営業に統合されることにより生ずる項ずれの整理を行うものです。

また、これにあわせて、建造物の表記を建築物に改め、規制対象の明確化を図ります。

二つ目は、手続の規制緩和の創設ですが、現行の条例では、いかなる建築行為についても、本条例に基づく諸手続が必要となることから、条例の主目的に影響の少ない、影響の小さい小規模な増築などについて手続の緩和規定を設け、建築主等の事務負担の軽減を図るものです。

なお、小規模な増築等の内容につきましては、一般的な地域で確認申請が不要な規模である10㎡以内の増築等及び附属倉庫や機械室など、宿泊客が利用しない建築物の建築を規則で定める予定でございます。

説明は以上でございます。

## ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

それでは、説明は以上のおりとなります。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

## ○ 森川 慎委員

もうちょっと緩和の規定がどういうふうに緩和されるのかを説明いただきたいんですが。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

まず、先ほどもご説明させていただきましたように、今の現行の条例ですと、旅館に係る建築、どんな規模であっても旅館建築審査会というものを開いた上で建築に当たって市長の同意を得なければならないというものになってございます。

最近では、既存の旅館なんかでバリアフリー化に伴う、いわゆる多目的トイレなんかを造設の相談なんかもあった事例もございました。

そういった場合に、ほぼほぼ宿泊客のスペースを造設することなく、そういったバリアフリー化とかそういうものにするに当たっての計画であっても、全部全て一律に審査会を開いて市長の同意ということで、大変建築主にとっても、時間的な負担、手続的な負担もございますので、その簡略化、緩和を図るという目的で今回上げさせていただいております。

以上でございます。

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

他にございますか。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論もないようですので、これより採決を行います。簡易採決にて諮らせていただきま



すので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第15号市街地整備に伴う旅館建築の規則に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第15号 市街地整備に伴う旅館建築の規則に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第16号 四日市市都市公園条例の一部改正について

○ 石川善己委員長

続きまして、議案第16号四日市市都市公園条例の一部改正についての審査を行います。議案の説明をお願いします。

○ 石田参事兼市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の石田でございます。

私のほうから、議案第16号四日市市都市公園条例の一部改正についてをご説明させていただきます。

タブレットでございますが、1ページめくっていただきまして、21分の5ページということになってまいります。

今回の改正は、平成33年に開催される三重とこわか国体に向けた施設整備に伴いまして、霞ヶ浦緑地にありますサッカー場を廃止にするため、四日市市都市公園条例におきまして所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、同条例から霞ヶ浦サッカー場を削除するという内容となっております。

条例の施行につきましては、平成30年7月30日からの施行を予定しているものでござい

ます。

なお、同サッカー場は7月29日まで使用をいただきまして、8月から解体工事に入るといふ予定を聞いております。

工事の安全の関与を行いながら、公園側といたしましては、安全な公園利用を確保していくというように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

なしのお声をいただきました。

別段質疑もないようですので、討論に移らせていただきます。

討論ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認め、簡易採決にて諮らせていただきたいと思います。

議案第16号四日市市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第16号 四日市市都市公園条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第21号 動産の取得について

議案第22号 製造請負契約の締結について

○ 石川善己委員長

続きまして、議案第21号動産の取得についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 伴参事兼都市計画課長

都市計画課の伴でございます。

私のほうから、議案第21号動産の取得について、あわせまして、22号もご一緒でもよろしいでしょうか。

○ 石川善己委員長

ごめんなさい。22号もあわせて説明ください。

○ 伴参事兼都市計画課長

そうしましたら、議案第22号の製造の請負についてをあわせてご説明させていただきます。

資料のほうは、引き続き議案説明資料の3ページ、タブレットの21分の6をお願いいたします。

なお、資料の3ページから4ページにつきましては議案第21号の動産の取得を、次の5ページから7ページにつきましては議案第22号の製造の請負、8ページには車両の更新計画を記載してございます。

このあすなろう鉄道の車両につきましては、平成27年度から4カ年かけて14両全てを更新することとしており、これまでに11両の車両が完了しています。

平成30年度は、本議案の1両を新造し取得するほか、議案第22号で説明させていただきます2両の改造で全ての車両更新が完了いたします。

それでは、資料3ページにお戻りください。

あすなろう鉄道線、鉄道車両T車の取得でございます。

3両編成の真ん中の車両、T車を購入いたします。

モーターや運転室がない車両で、付随車、トレーラーのTを取ってT車と呼んでおります。

車両の諸元は、記載のとおりでございます。

取得金額1億5915万7440円で、契約方法は随意契約でございます。

契約相手方は、近鉄車両エンジニアリング株式会社となります。

次に、4ページ、タブレットの21分の7をお願いいたします。

今回購入いたします車両の概要図となります。車体幅2100mm、客室幅1920mmで1列座席ですが、両側に配置します通路部分は人がすれ違えるぎりぎりの幅程度と、非常に小さな車両となっており、車両の後ろにつきましては、これまでに新造した車両と同様となっております。

続いて、5ページ、タブレットの21分の8をお願いいたします。

あすなろう鉄道線車両改造、製造の請負となります。3両編成の前後の車両、Mc車及びTc車を改造いたします。

Mc車は、モーターのMとコントロールのcで、モーター室と運転室がついている車両で、Tc車は、トレーラーのTと、コントロールのcで、モーターはありませんが運転室がついている車両となります。

車両の諸元は、記載のとおりであります。

請負金額1億5914万8800円で、契約方法は随意契約となります。

契約相手方は近鉄車両エンジニアリング株式会社となります。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

今回改造いたします車両の概要図となります。

6ページが、Mc車、7ページがTc車となります。

量車両とも、先ほどの新造車両と同様、車体幅2100mmで、1列座席を両側に配置する形となっております。

車両の諸元や仕様は、これまでに新造、改造した車両と同様となりますが、今回改造す

るT c車におきましては、資料8ページの右下の方にイメージ図を掲載しておりますとおり、改造にあわせて、走行中に線路や車輪などを見ることができるガラス製の窓、床窓を設置いたします。

この床窓を設置する車両、シースルー車両は、昨年度の職員提案から事業化されたもので、あすなろう鉄道のさらなるPRを図っていきたいと考えております。

第21号及び第22号のご説明は以上となります。

#### ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

それでは、ご質疑等ございましたら、ご発言を願います。

#### ○ 伊藤修一委員

平成30年度で、一応、更新計画は完結するという理解でいいわけですね。

それと、もう一つは、床窓の話で、今までの改造をしてきた車両にはないけれども、今回だけつけるという理解でいいのか。

そして、もう一つは、これをつけることによる費用対効果、その辺はどうでしょう。

#### ○ 伴参事兼都市計画課長

まず、この平成30年度で、車両の更新は、全て完了いたします。

それで、この床窓ですが、この今回改造いたしますT c車、この車両1両のみ、これを設置する形となります。

あと、今、参考にですが、この床窓を設置する費用、おおむね650万円ほどと積算してございます。

この中で、例えば、この床窓を設置することにおきまして利用者がどれぐらい増加するかというところで試算をしております。

今試算の中では、土日1回当たり36人程度の利用者増を例えば想定してございます。

これによる費用対効果というのをはじいてございまして、運賃に、これの人数を掛けまして、先ほどの650万円で割り込みますと、費用対効果は1.6というふうに現在のところは試算をしております。

○ 伊藤修一委員

ちょっと補足してもらいたいけど、36人という根拠は何なの。

○ 石川善己委員長

どなた。

都市計画課長。

○ 伴参事兼都市計画課長

あくまで現在の想定でございまして、1日1便当たり3人。1便当たりこの床窓を見に、3人ふえるという想定でございします。

○ 伊藤修一委員

もうこれ以上聞くとあかんというような答弁やけど……。もう、ちょっと辛いんやけど。

○ 稲垣都市整備部長

一番のこれをするときに、私のほうからも費用対効果を上げなきゃいけないよという話をさせていただいて、その中で、いろいろ事務方のほうで計算をしていただきました。

ちなみに、このあすなろう鉄道に対する興味といったところなんですけれども、先日DVDを発売させていただきまして、先行発売150枚、これを販売させていただきました。

そうすると、市外から、4割ぐらいという形の中で、非常に高い興味を示していただいておりますので、この床窓についても、そういったニュースソースに載せているということで、かなり興味を持ってもらえるというふうに期待をしているところでございします。

まず、BバイCを出していくということは必ず必要ということでございしますので、PRであつたりいろんな形で活用して行ってBバイCが上がるように我々も努めていきたいというふうに考えておるところでございします。

○ 伊藤修一委員

やっぱりそのPRが一番肝心で、先ほどDVDの話もあつただけど、もともとDVDも、記録用にとっておくということを言い出して、いやいやもったいないやないかと、やっぱりそこを、やっぱりそれが戦略やないかということで販売と。やっぱりそれをやった

ら、結局市外からのプロモーションになったと。だから、全部つながっているわけで。

じゃ、このシースルーって、日本中にどこにあるのか知らんけれども、差別化をしっかりと図ってやね、それで、これの車窓を、例えば、また実際にDVDでまたどこかで見ることが設けてもろうたら実際見にきてくれませんかとか、いろんなやっぱりプロモーションに使っていかないかんわけで、やっぱり一日3人とかそういう問題じゃなくて、やっぱり次、これを、600万円が生きた金になるように、ぜひこれ。たまたま1台だけやけれども、その貴重な1台がどういうダイヤ運行をしているのかとか、いろんなことがやっぱり可能性があるわけで、そこは、やっぱりしっかり戦略を練っていただきたいと思います。要望にとどめておきたいと思います。

○ 石川善己委員長

ご意見という形で、また、それを踏まえていろいろ計画をお願いしたいと思います。他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

まず、今、部長のほうからお話のあったDVDですけど、先行予約は、もう全部はけたということでしょうか。

○ 伴参事兼都市計画課長

初回の限定版になりますが、6月8日に発表しておりまして、約4日間で予定の枚数には達しております。

○ 加納康樹委員

よろしいことかと思えます。

それで、ですから、厳密にいうと議案の第21号に関連してということになってくるのかなと思うんですが、それに伴って廃車になる1225車、残せませんか。

○ 伴参事兼都市計画課長

一応、台車のほうの保管は考えておりますが、車両自身というか、車両の中には、ご存じのように、まだ流用できる部品もございますので、今のところ台車は保存するというふ

うな考えでおります。

○ 加納康樹委員

台車の保存、そして、上の躯体で、余りよからぬものも、あるやら、ないやら聞くので、台車が残るなら、上の躯体、本当はそのものを残すべきだと思うんですが。そのかわりに、せめてレプリカをはめ込むとか、何かそういうので保存してほしいなと思うんですが、何か工夫はありませんか。

○ 内糸公共交通推進室長

済みません。都市計画課、公共交通推進室長の内糸です。

車両の保存につきましても、先代の車両は、今までの車両につきましても検討は重ねたんですが、やはり車両自体が古くなっておるとい形もありまして、あとは保存場所といったところも鑑みまして、こちらのほうとしましては、最終的には台車、貴重な762mmという形の車幅がわかるものを残していくという形で考えております。

そのかわりと言っては、もうご存じかと思えますけれど、DVDでその改造過程などを残すという形でさせていただきました。今のところ、そのように考えております。よろしくお願いします。

○ 加納康樹委員

いろいろと難しいのはわかっているのですが、私の立場としては、最後になる1225車は何らかの形で残すべきだと思います。

もうこの答えはいいんですけど、絶対これは残すべきだと思います。それだけ言い切つて終わります。

○ 石川善己委員長

強いご意見ということでお聞きいただければと思います。

他にご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

この案件は、市民の皆さんに意見募集された意見で、非常に厳しい意見をいただいております。



るのが事実です。

このあすなろう鉄道の存続云々のときに、議会であった議論のことで、そうしながら、四日市は、あすなろう鉄道を進めるという形で今回の形になっています。いろいろ、今、部長が言われたDVDやったり、このシースルー列車やったり、これは職員さんの発案でできたということですがけれども、これが無駄にならんように、しっかりとこのあすなろう鉄道の、本当に乗って残そう、やっぱり市民のためになるんやと。もう四日市の市民のため、市民のこれに乗るんやというふうな鉄道になるように努力してほしいなというふうな要望ですね。意見。

○ 石川善己委員長

ご意見ということですね。

○ 中村久雄委員

お願いします。

○ 石川善己委員長

十分そのあたりも斟酌していただいて、取り組んでいただきたいと思います。  
他のご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ 石川善己委員長

それでは、他にご質疑等もないようですので、討論に移らせていただきます。  
討論おありの方ございましたら、挙手にてお願いします。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

それでは、討論もないようですので、簡易採決についてお諮りをさせていただきます。

議案第21号動産の取得について並びに議案第22号製造請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第21号 動産の取得について、議案第22号 製造請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第23号 市道路線の認定について

○ 石川善己委員長

続きまして、議案第23号市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 矢田参事兼道路管理課長

道路管理課長の矢田でございます。

議案第23号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

資料が変わりまして、タブレットで配信してございますコンテンツ一覧に戻っていただきます。コンテンツ一覧に戻っていただきまして、よろしいですかね、01本会議、10平成30年6月定例会議会、03議案書の140分の107ページをごらんください。もう一度言います。01本会議、10平成30年6月定例会議会、03議案書の140分の107ページでございます。

よろしいでしょうか。

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 矢田参事兼道路管理課長

今回、認定しようする路線数につきましては、計20路線でございます。

資料に記載のナンバー1、松本92号線から、ナンバー20、本郷81号線までの計20路線で、開発による帰属でございます。

説明は以上でございます。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

ご質疑なしと認めます。

これより討論に移ります。

討論ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論ありませんので、これより簡易採決にて採決を諮らせていただきます。

議案第23号市道路線の認定については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第23号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 石川善己委員長

以上で、所管部分についての審査は終了となりますが、報告事項が5件あるということで聞いております。

5件一括でいいですよ、説明ね。

5件一括で説明をいただいた後に、質疑があればお受けしたいと思いますので、お願いします。

○ 川尻都市整備部理事

都市整備部、川尻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私からその他報告事項につきまして、まず、1番として、平成30年度国補助金交付金の交付状況について説明させていただきます。

タブレット配信につきましては、先ほどの都市整備部の資料ということで、また、コンテンツ一覧に戻っていただきまして、コンテンツ一覧から、05都市・環境常任委員会、それから、15平成30年6月定例会議会、05都市整備部（提出議案その他報告資料）をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、タブレット、21分の14ページをごらんください。

平成30年当初国補助金交付金の内示状況でございます。

表は、まず、左から順に、番号、担当課、事業名、平成30年度の当初予算額、それから、国からの内示額、交付率を記載してございます。また、備考欄には、補助金、交付金の名称や国の負担率を記載してございます。

それでは、上から順に説明いたします。

まず、道路整備課関係でございます。

1番、交通安全施設等整備事業につきましては、西日野駅及び内部駅の駅前広場整備や通学路整備などに係る費用でございます。

国費相当額で3億1050万円の要求に対して8926万4000円の内示を受け、交付率は28.7%でございます。

2番目、同じく交通安全施設等整備事業の、こちらは重点事業分になります。

霞ヶ浦垂坂線、伊坂平津線に係る費用でございます。

国費相当額で1430万円の要求に対して1258万4000円の内示を受け、交付率は88%となっております。

3番、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、新大正橋などの長寿命化対策に係る費用でございます。

国費相当額で1億7435万円の要求に対して1億1264万5000円の内示を受け、交付率は64.6%となっております。

4番、地方道大規模修繕事業につきましては、塩浜跨線橋及び生桑橋の耐震補強などに係る費用でございます。

国費相当額で5940万円の要求に対して満額内示をいただいております。

5番、幹線道路整備事業につきましては、小杉新町2号線などの用地取得等に係る費用でございます。

国費相当額で1億9700万円の要求に対して3369万2000円の内示、17.1%という状況でございます。

6番といたしまして、これは四日市港千歳地区案内施設整備事業。

これにつきましては、290万円の要求に対して150万円の内示を受けております。51.7%の交付率でございます。

続きまして、市街地整備・公園課関係でございます。

7番、垂坂公園・羽津山緑地整備事業、長寿命化整備事業につきましては、国費相当額で1000万円の要求に対し550万円の内示でございます。交付率は55%。

8番、狹隘道路整備等促進事業ですが、3500万円の要求に対して1785万円の内示を受け、51%の交付率でございます。住宅建築工事に付随する外構工事ができなくなるなど建築主個人に与える影響が大きい事業であることから、現在、三重県を通じて国に追加の配分を

要請してございます。

9番、都市計画課関係でございます。

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業につきましては、これは遮断機などの信号保安設備の更新を行う費用で、国費相当額で801万6000円の要求に対して、これも満額内示を受けてございます。

10番、建築指導課関係のがけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、昨年、一昨年と申請がないという状況もあり、平成30年度の内示はありませんでしたが、これは、申請があった場合の対応につきましては、別途三重県と調整を行ってございます。

引き続き、河川排水課関係でございます。

11番、準用河川改修事業につきましては、国費相当額で6600万円の要求に対して4900万円の内示を受けてございます。交付率74.2%。

12番、ため池災害対策事業につきましては、100万円の要求に対して満額の内示を受けてございます。

最後、市営住宅課関係でございます。

13番、市営住宅建替事業につきましては、国費相当額で1550万円の要求に対して916万4000円の内示。

14番、市営住宅整備事業外壁補修は、5717万5000円の要求に対して3380万4000円の内示。これは、住宅二つとも、59.1%の内示でございます。

15番でございます。

既設公営住宅改善事業は、国費相当額で3134万9000円の要求に対し1567万5000円。これは50%の交付となっております。

全体を見渡しますと、社会資本整備総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金の予算配分は年々厳しくなっており、平成29年度は全体で54.7%であったものが、本年度は45.7%と、厳しい内示を受けてございます。そのような中で、防災・安全社会資本整備交付金の重点事業と、大規模修繕補助金については、おおむね昨年並みの交付率でございます。

現在、補正予算の獲得について、国、県等へ相談すると同時に、動向についても情報収集を進めており、予算獲得に向け努力をしております。

また、本年4月に社会資本整備交付金及び防災・安全交付金、社会資本整備交付金の重点配分対象についての通知があり、重点事業配分の考え方が示されております。

本年度の予算においても、この重点配分事業については内示率が他のものと比較して良好であることから、これも昨年度もそうなんですけど、次年度の予算要求に関しましては、そういう通知を十分吟味しながら、できるだけ予算の確保ができるような形で事業の見直しとかそういうものも進めていきたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、本当に予算確保が厳しい中、引き続き、議員の皆様におかれましても、予算の確保に向けご支援をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

#### ○ 石川善己委員長

続いて、都市計画課長。

#### ○ 伴参事兼都市計画課長

都市計画課、伴でございます。

私のほうから、次のあすなろう鉄道の運営実績についてご説明をさせていただきます。資料のほうは2ページ、タブレットの21分の15をお願いいたします。

このページの表の上段は、乗車人員、下段は運賃収入の実績となっております。

乗車人員につきましては、あすなろう鉄道として運行する前年度の平成26年度から、また、運賃収入は、平成27年度からの実績をお示ししております。

まず、乗車人員ですが、平成29年度の年間乗車人員は282万2000人となり、前年度から10万5000人減少いたしました。

内訳は、前年度比で、定期以外につきましては前年度と変わっておりませんが、通勤定期はプラス1%、通学定期はマイナスの10.4%となっております。

次に、運賃収入ですが、年間で3億7073万9000円となっており、前年度から876万6000円減少いたしました。

内訳は、前年度比で、定期外はマイナス0.1%、通勤定期はマイナス0.7%、通学定期はマイナス11.1%となっております。

ここで、定期以外のところの1月の赤の点線の囲みをごらんください。

平成28年度と平成29年度を比較しますと、人員でマイナス17%、収入ではマイナス16.4%と大幅に減少しております。

これは、平成29年の1月の大雪の影響で、ふだん通勤や通学等で鉄道を利用していない方が鉄道を利用したことによるもので、それぞれの分を除きますと、人員、収入とも、前年度からの減少はございません。

また、収入としましては5180万円の黒字となり、あすなろう鉄道から市へ寄附を受けております。

あすなろう鉄道の運営実績についての説明は以上となります。

○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

次は。

○ 伴参事兼都市計画課長

では、続けます。

○ 石川善己委員長

今のも、そうですもんね。

お願いします。

○ 伴参事兼都市計画課長

次に、デマンド交通の社会実験についてのご説明となります。

資料のほうは、タブレットの21分の16をお願いいたします。

まず、この実験の実施経緯になりますが、今回、公共交通不便地域におけるタクシーを利用したデマンド交通の成立可能性を検討するため社会実験を実施しております。

次に、2の実施内容のところ、実施の概要を表にさせていただきました。

実施期間は、記載のとおり42日間、運行形態は、事前にタクシーを予約するデマンド方式で行っております。

また、利用券は、週1回の通院等の利用に加えて、別途月1回程度の買い物など外出への利用を想定し、1人当たり8往復分、16枚の利用券を配付いたしました。

運行時間は、タクシー協会とも調整した結果、午前9時半から午後の4時半とし、対象地区、指定施設は、記載のとおりでございます。



実験区域としましては、河原田、内部、小山田地区における従来からの公共交通不便地域に加え、バス路線の鈴鹿四日市線や長沢線が廃止されることにより新たに発生する公共交通不便地域を対象とし、そこにお住まいの75歳以上、あるいは65歳以上の方で運転免許を持っていない方を対象として実施いたしました。

今回、利用案内につきましては、合計3797名の方に送付いたしましたが、利用登録をいただいた方は267名で、その中で実施に利用いただいた方は49名、合計利用件数は201件となっております。

なお、今回の社会実験の検証を行うために、利用していただいた方、利用登録をいただいたものの利用しなかった方、また、タクシー事業者に対してアンケート調査を実施しております。

回収率はお示しのとおりとなっております。

次に、資料の21分の17をごらんください。

今回の社会実験の結果について、アンケート回答をもとにまとめさせていただきました。

(1)は、利用登録をしたものの実際は利用しなかった方と、利用者に関する事項となります。

①のグラフは、地区別の利用登録者数と利用者数をお示ししています。

内部地区においては1981名の方に案内を送付し、登録いただいたのが139名、そのうち実際利用されたのが28名となります。

河原田地区は171名に送付し、登録が24名、実際に利用されたのが3名でございます。

小山田地区につきましては1645名に送付し、登録が104名、実際利用された方が18名となっております。

次に、②は利用された方の実際の利用回数となっております。

1回から5回の利用が最も多く、38名となっております。

続きまして、③の表は、今回利用されなかった理由となります。

利用登録をしたものの実際は利用されなかった方のうち、家族や知り合いが送迎してくれるからとか、他に交通手段があり利用する必要がなかったからのように、タクシーを利用しなくても他に移動手段があると回答した割合が多い傾向がありました。

また、タクシー会社へ電話したが予約が取れなかったと回答した方に聞き取りを行ったところ、電話をされたら朝の時間帯で電話がつながらなかったことや、予約がいっぱいで配車ができず断られたケースがあったとのことでした。

次に、④の利用目的につきましては、買い物が94件で47%、病院が67件で33%、鉄道が32件で16%となっております。

次のページをお願いいたします。

⑤ですが、ふだんの交通手段について伺っております。

今回利用していただいた方は、ふだんからタクシーを利用している方が24名と多く、当然のところではございますが、自家用車やバイクなど、ふだんの移動手段を持たれている方の利用が低い傾向にありました。

次に、(2) タクシー事業者に関する事項ということで、タクシー事業者に対して行ったアンケートやヒアリング調査をまとめさせていただいております。

⑥の表にありますように、稼働率の高い時間帯として、6時から9時台には企業への送迎が多く、この時間帯を上位に挙げられた事業所が多くなりました。

また、そのほか、市内でも運行対応が困難な地域があると、5社全ての事業者が回答されております。

最後に、⑦の予約制度につきましては、アンケートでは4社の事業者が特に問題なしと回答されましたが、自社での対応が困難であったと回答した事業者は、予約制度を理解していない利用者の方への説明に業務が圧迫されたですとか、営業拠点から遠く交通状況により遅延するですとか、市内中心部の既存の顧客の予約に影響があったことなどが理由として挙げられております。

また、ヒアリングをした結果、今回のような事前予約制では交通渋滞などにより時間通りに運行できないことなどもあり、随時予約制で運行したほうがよいとの声を5社からいただいております。

このように、タクシー台数や対応できる地域が限定されるといった課題も明らかになってきております。

以上で、デマンド交通の社会実験についてのご説明は終わらせていただきます。

続きまして、市内のバス路線網の現状についてのご説明をさせていただきます。

資料のほうは、タブレット21分の19をお願いいたします。

こちらの表で、現在、市内を走るバス路線におきましては赤字路線が多く、便数の見直しなどがされております。

そこで、平成29年度から平成30年度にかけてのバス路線の便数状況を整理いたしましたので、ご報告させていただきます。

資料の6ページには、市内においてバス事業者が運行するバス路線についてをお示ししてあります。

表の左から、バスを運行している事業者、路線名、行き先、平日1日当たりの運行している便数、休日1日当たりの便数についてお示ししてあります。

なお、それぞれの便数の欄につきましては、平成29年度の便数を左側に、平成30年の4月1日以降の便数を右側に表記させていただきました。

便数の欄で黄色で網かけをしている部分につきましては、4月から減便をした路線となります。

例としまして、減便した路線のうち、平田四日市線、着色した一番上の路線になりますが、こちらを見ていただきますと、平成29年度には平日に近鉄四日市駅から平田駅までの便が11便運行されておりましたが、平成30年の4月からは1便の減便が行われ、10便の運行となっております。

また、表の中で、鈴鹿四日市線のところを緑色の網かけで示しております。

緑色の網かけは、平成29年度末で廃線となった路線をお示ししており、この鈴鹿四日市線は、近鉄四日市駅から国道1号を通り、追分、河原田を経て鈴鹿市駅へ至る路線となりますが、平成30年3月31日をもって廃線となっております。

そのほかに、表では着色はしてございませんが、一番上の長沢線につきましては、現在、三重交通が廃線の意向を示しており、現在関係者と存廃について協議を行っている状況にあります。

続きまして、タブレット21分の20をごらんください。

前のページと同様、運行事業者、路線名、行き先、便数等をお示ししてあります。

一番上のNPO生活バスよっかいちが運行する生活バスよっかいちにつきましては、乗客数は若干減少しているものの、利用促進に向け利用者と事業者がともに考え取り組んでいただいております。現在、ことしの4月後の運行本数の減便と便数の変更はございません。

次に、四日市市がバス事業者の三重交通と三岐鉄道に委託し運行を行っている自主運行バスについて、現状をご報告させていただきます。

市内の自主運行バスには、神前高角線、磯津高花平線、山城富洲原線の3路線がございます。この3路線におきましては、三重交通、三岐鉄道の両社から、運行単価が上がったことにより市からの委託料の増額が必要である旨の要請がありました。このため、お示しの表の便数の欄にありますように、現在は、昨年度と同様の便数で運行はしているものの、

今後、予算の範囲内で運行できるよう、減便や路線の見直しを行う必要がございます。

なお、自主運行バスにおけるこれらの状況につきましては、昨年度の1月に、この委員会の協議会におきましても状況の報告をさせていただいており、その中でもお示した調整案に基づき、現在、沿線地区の方と9月以降の運行について調整を行っております。

具体的には、表の下の調整案でございますように、土日・祝日の運行廃止、日・祝日の運行廃止及び路線の縮小、平日と休日の前日を通じた運行本数の縮小という方向で調整を行っております。

9月からの運行切りかえを考えておりますので、利用者の方への周知期間も考えますと、できるだけ早期に調整を終えたいと考えております。

以上がバス路線網の再編についての報告となります。

#### ○ 石川善己委員長

じゃ、続いて、石田市街地整備・公園課長。

#### ○ 石田参事兼市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の石田でございます。

私のほうからは、5番、タブレットの番号でいきますと21分の21になります。末永・本郷土地区画整理事業に係る調停の成立について報告をさせていただきます。

本年、5月開会議会におきまして、調停の成立について議案のご承認をいただいたところでございます。

去る6月11日に相手方との調停が成立しましたことをご報告させていただきます。

なお、本件は、末永・本郷区画整理事業に関連し、資料の経緯にありますとおり、平成6年土地開発公社用地を相手方に売却することについて確認しておりましたが、その後、売却がまとまらず交渉を継続してきたものでございますが、事業が進み、平成28年10月に換地処分の効力が発生したことから、平成29年6月議会におきまして議決をいただきまして、四日市簡易裁判所へ調停を申し立てさせていただいていたものでございます。

私のほうからは以上でございます。

#### ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

以上、報告事項を5点を聞かせていただきました。

まとめて質疑等々ございましたら、ご発言を願いたいと思います。

○ 中村久雄委員

まとめて。

○ 石川善己委員長

5点ならどこでもという意味で。

○ 中村久雄委員

お願いします。

まず、あすなろう鉄道の通学定期が10%落ちたということで、これはもう、通学定期がやっぱり落ちているというのはずっと課題で、このあすなろう鉄道になってからあるわけですけれども、これはどういうふうに考えています。生徒の数は変わっていないわね。その辺、お願いします。

○ 伴参事兼都市計画課長

実際、沿線の高校の児童の数は大きくは変わっていないところはございますが、いろいろ調べておる中では、やはり自転車への転換が大きいところだと思います、理由としましては。

○ 中村久雄委員

いろいろあすなろう鉄道を盛り上げようという会が、通額定期が減っているということで何かプレミアをつけてやるのか、定期のカードとかいろいろ考えておるんですけども、ここが毎年毎年落ちてきたら、本当にこれ、10年のあれですからね、考えないかんというので、何とか……。何か対策とかいうのは、ありますか。

○ 伴参事兼都市計画課長

これは毎年度実施しておることですけど、やはり新入生に対してもPRをさせていただくということで年度初めにご案内させていただくとか、こういうところを継続的にやらせ

ていただきたいとは思っております。

○ 中村久雄委員

この通学定期が減った理由が、鉄道事業者が別になりますから、乗りかえのときにまた新たな料金が発生するというのが大きな要因というのは、これは、あすなろう鉄道を事業としてするときからわかっておったわけですがけれども。

何とかやってくさいと言うしかないけれども。

○ 石川善己委員長

エールを送っていただいたというところかなと思います。

○ 伴参事兼都市計画課長

特に、今年度の変わり目には、二種事業者のほうも、いろいろ利用促進というところで、お試し回数券というのをつくってございまして、お試しで乗っていただいて、乗るくせをというか、乗っていただいて利用につながればというところもやっておりますし、先ほどおっしゃっていただきましたようにスタンプ制、定期を買っていただいた方にスタンプを押させていただいて、商品券、クオカードをお渡しするとか、そういうのを二種としてもいろいろ工夫をしていただいております。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。あすなろうは。いいですか、あすなろう。

じゃ、ほかの方、あすなろう鉄道で、考えがあれば。

(なし)

○ 中村久雄委員

それなら、次でいいですか。

○ 石川善己委員長

どうぞ。

○ 中村久雄委員

デマンド交通の社会実験のところですけど、タクシー事業者からのアンケートで、随時予約制で実施したほうがいいという声というのは、随時予約制というのは、今から来てということですかね。

○ 伴参事兼都市計画課長

おっしゃられましたとおり、事前予約制、デマンドというのは、じゃ、何時にお願いしますという形になるんですけど、この随時というのは、これからお願いしますということで、事業者のほうが、じゃ、何分ぐらいで行けますという、こういう形を随時予約制というふうに呼んでおります。

○ 中村久雄委員

ということは、やはり10時に来てよというふうな形やったら、そこで、その前後がもう車1台縛られるというのがタクシー事業者が困っているということかな。

○ 伴参事兼都市計画課長

そうです。おっしゃられるとおり、通常の利用の方の制限がかかるというところで、やはり随時型が好ましいというふうなお声をいただいております。

○ 中村久雄委員

今回、この75歳以上、65歳以上で運転免許を返納された方というふうに限定を絞ってやられたわけで、それで、また、地域も限定でされたわけで。今後いろんなケースで社会実験をされると思うんですけど、その辺の予定とか概略とかありましたら。

○ 伴参事兼都市計画課長

現在、年度末に今回の社会実験をさせていただいて、今ようやくご報告をさせていただいたというところで、これから利用者の方へのヒアリングもさせていただきたいと思っております。そういうところのこと、内容を踏まえまして、どういうふうに、どういう地区で、どういう形式でやっていくというのは、これからちょっと考えていきたいと思ってお

ります。

○ 中村久雄委員

まだまだタクシーというのは公共交通というイメージが湧かない方がたくさんいらっしゃる中で、その中で高齢者やったり交通弱者の方の移動手段という部分で何ができるかなと思ったら、タクシーを活用するのが一番いいかと私は思うんですけど、その辺でいろんなことを実験しながら、どういうものが四日市でできるか今後も検討して行ってほしいなという要望でしておきます。

○ 石川善己委員長

要望ですね。

○ 稲垣都市整備部長

今回の実験ですけれども、公共交通がどうしても行けない場所とか、当然あるわけです。その中で活用できるものというと、産業都市ということで、タクシーは、企業のほうの運行ということもございまして、一定台数、かなり三重県の中では多い台数が四日市市にございます。そこを活用してどれだけの部分が埋めていけるのかというのが一番大きい課題というふうに思っています、そこを目指して実験をこれからも重ねて、何とか活用できるような形に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、今後もいろいろ意見を聞きながらやってまいりますので、よろしくお願ひします。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。

○ 中村久雄委員

よろしくお願ひします。

あと、バス路線の現状についてということで、自主運行バスのほうの9月以降が未定ということで、できるだけ早期にということですが、もう6月の末ですから、実際にどういう調整をするのかというのを、いつまでに決定されるというのはあるんですか。



○ 伴参事兼都市計画課長

今のところ、9月からの運行の変更ということを考えてございますので、このためには、周知期間も最低でも一月はとらせていただきたいと思いますと考えております。

その前に、路線と廃止するバス停等も出てくる可能性もございますので、そうしますと交通会議等という会議にもかける必要もございます。となると、もう7月上旬ぐらいには方向性は固めていきたいというふうには考えております。

○ 中村久雄委員

もう交通戦略会議、これは、もう日は決まっているんですか。

○ 伴参事兼都市計画課長

交通会議という会議なんですけど、これは、形がまとまりましたらこの会議を開くということですので、まだ方向性は固まり切っていない段階ですので、まだ日程等は決まっております。

○ 中村久雄委員

先ほど、デマンド交通で、なかなかタクシーというのが公共交通でなじまんという意識が強いと言いましたけれども、やはり地域の声をしっかり聞いて、どういう調整ができるのか、どこが何とか折り合いがつくのかというところを見きわめてやっていただきたい。しっかり話を聞いてほしいなということを要望しておきます。

以上です。

○ 石川善己委員長

ご要望です。ということでご意見ということでお願いします。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質疑等もないようですので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。

都市整備部の所管部分については、これで以上で終了となります。お疲れさまでした。

では、ちょうど1時間ほど経過をしましたので、休憩を挟ませていただいて、25分再開ということで環境部の審査に入ります。お願いします。

15 : 11 休憩

---

15 : 25 再開

○ 石川善己委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

ただいまよりは、環境部の審査を行わせていただきます。

冒頭、部長よりご挨拶をいただきます。

○ 田中環境部長

こんにちは。

○ 石川善己委員長

どうぞ、かけてください。

○ 田中環境部長

環境部でございます。

お疲れのところと思いますが、環境部、今回は動産の取得ということで、じんかい車の4台の購入でございます。こちら、予定価格2000万円を超える案件でございますけれども、入札が終わりましたので、その取得につきましてご議決を賜りたいということでございます。

その次に、協議会ということでございまして、こちら、下水道整備の影響の緩和ということで合特法というのがあるわけでございますが、その関係で合理化計画の検証委員会からの提言をいただいております。それを踏まえた今後の進め方についてご協議いただき

たいということでございます。

そして、また、所管事務調査のほうもご連絡いただいておりますので、朝明衛生組合の関係ですが、その内容につきましても資料を準備しましたので、ご説明申し上げたいと思います。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

#### 議案第20号 動産の取得について

##### ○ 石川善己委員長

お願いいたします。

それでは、議案第20号動産の取得について議案の説明をお願いいたします。

##### ○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。よろしくお願いいたします。

まず、タブレットのほうなんですけれども、議案書のほうをよろしくお願いいたします。議案書のほうの、ページ数でいきますと140分の99になると思います。こちらのほうです。

議案第20号動産の取得という形で小型一般ごみ収集車、パッカー車のほうなんですけれども、取得金額が2838万2400円、これが4台分の合計の価格になります。

それで、もしよろしければちょっとタブレットのほうへ戻ります、提出議案参考資料のほうをあけていただくとありがたいんですけれども。

こちらのほうの資料の20分の17をあけていただきますと、これが、今回の取得された車両とほぼ同型、この形になっております。こちらのほうを4台取得という形でご報告をさせていただきます。

説明は以上です。

##### ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 中村久雄委員

この参考資料を見ながら、この写真の、この図柄ではないわけですね。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

ご質問いただきました図柄ですけれども、これは、昨年度小学校の子供たちからパッカー車のイメージアップという形で審査をさせていただいて、図柄的には4図柄でございます。1台の車両に、今、右側と左側、それぞれの形で同じ図柄にならないように変えております。ですので、それが4台ですので、それぞれ右と左と、この車両にはこうなるというような形ではございませんですけれども、一応4作品、それぞれ必ずどれかの車には張るような形で考えております。

写真は、この一例という形です。こればかりが入るということではございません。

○ 中村久雄委員

昨年同様、募集した図柄を採用したパッカー車を走らすということで理解しました。

この前テレビを見ておったら、振り込め詐欺の防止やとか、甘い電話には気をつけろとかいうような啓発用の文言もどこかの自治体がやっておるといふのを見たわけですが、四日市は、この昨年同様の図柄でいくという理解ですね。

○ 石川善己委員長

以上でよろしいですか。

○ 中村久雄委員

いいです。

○ 石川善己委員長

他にございますか。

○ 伊藤修一委員

資料の20分の18を見ておるのやけど、更新計画というのを一応つくってもらって、年次的に更新していくということで、それはもう当然要ることやと思っておるんやけど、ちょっと説明だけ聞きたいんやけれども、今回平成15年度に購入した車を更新すると。その中で、例えばやけれども、次は平成16年の車を平成32年、平成17年を平成33年、ここまで来て、北部ね、その次に、例えばやけど、平成19年度の車を更新するのは、ここで見ると平成35年度に北部は変えると。けれども、南部のほうは平成19年は平成33年に変えると。2年タイムラグが出るんやけど、この辺はどう考えたらええの。

### ○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

ご質問いただきました点につきましては、一応、計画という形になっております。

今、配車されております南部と北部、それぞれパッカー車が配車されておるんですけども、一応この資料にも表示させていただいたように、9年使用した車を原則に考えております。

その中で、南部に配属された車、北部に配属された車、それぞれ南部と北部と年間の走行距離が変わってくるような状態です。その中で、今、極端な話、南部でおりますと、そこにおる運転手にその車は配属され、その中で年間走っていく中で、どうしても南部のほうの走行距離が長くなります。北部のほうで約1年間で7000kmほど長い。南部のほうは2万5000km、北部のが1万8000kmぐらいという形で平均っておるんですが、その使いあわせと、その車のコンディションを考えて、この辺の後半というのは一応計画上はこういう形になっておりますけれども、その辺は車のコンディションを考えて変更するということもあり得るということで。今、計画としては、こういうような形になっております。

### ○ 伊藤修一委員

状況を見て前倒しはあるということ。それは、もうあくまでも車の状態とかキロ数とか、そういうふうなことで理解させてもらいます。

あと、今回廃車する2台は、もうこれは廃車ということは、下取りもないし、後の始末というのか、そういう部分はどういうふうに考えたらいいんやろうか。

### ○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

私どものほうは廃車という形なんですけれども、四日市市の所有しておる公用車につきまして廃車という形ですと、最終的に調達契約のほうで入札というか買い取りがあるかどうかというような形になってくると思いますので、現役のほうから退いていただいて、私どものほうの財産台帳から外れるというような形になっております。

○ 伊藤修一委員

わかりました。一旦そこからは、もう台帳からは消えるけれども、一応管財か調達かどこかわかんけど、総務のほうで転売の予定があるという。その判断は、また向こうがするということでもいいのかな。

○ 山本生活環境課長

生活環境課、山本でございます。

総務というか、調達のほうで、全車両、廃車する車両をまとめまして、そのような入札というような形になるかと思います。そのときに、まとめてこれを引き取るという形で札が入って、要するに金銭的につくかどうかというのは、もうその時の入札に入られた業者さんの目利きかと思います。

○ 伊藤修一委員

入札のお金がつかなんだら、廃車費用というのは自分持ちになるわけやね、そうすると。

○ 山本生活環境課長

最終的にはそういうような形で、市のほうで処分費用というのは発生するという形になると思います。

○ 伊藤修一委員

どういうふうに考えたらええのかわかんけど、新車を普通買うときに、この車を売れるか売れやんかわかんけれども一括して残しておくのがいいのか、そのときに、もう下取りで取って、それで値引きなり何なりわかんけれども、廃車費用も込みで引っ張ってきてもらうというのがいいのかどうか。

これも特殊な車やで価値があるのかもわからんけれども、過去の例もあるかわからんの  
で、また今後一回考えてやってください。

○ 石川善己委員長

ご意見ということで。

○ 田中環境部長

こちらの車両なんですけれども、一旦9年間使わせていただくと。これが現役の期間で  
ございますけれども、その後、どうしても車検のときの予備車とか代車、それで、もうコ  
ンディションのいいものはそちらへ少し使わせていただいて、その関係で、今回更新が平  
成15年度のもので、15年実際使ったことになっちゃうわけですが、予備車へ一回行  
って、それから、先ほど課長が申しあげましたような売却というふうに移っています。結  
構年数は行っていますので、どうしてもショートで使われるような方じゃないとなかなか  
購入には至っていないようでございますが、最後は先ほど申しあげました手続をしてまい  
ります。なかなか私どもの、ちょっとちっちゃい道へ入れる小型のタイプになりますが、  
業者さんは、どちらかというともう少し大きいのを使い、いわゆる中型とかが多うござい  
ますので、その辺の需要も見ながら、また、先ほどいただいた指摘も考えていきたいと思  
います。

○ 石川善己委員長

お願いします。

よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 石川善己委員長

なしでよろしいですか。

それでは、他に質疑もないようですので、これより討論に移らせていただきます。

討論ございましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 石川善己委員長

討論なしと認めます。

討論ないようですので、簡易採決にて諮らせていただきます。

議案第20号動産の取得については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 石川善己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第20号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

15 : 36 休憩

---

15 : 52 再開

引き続き、所管事務調査へ入らせていただきたいと思います。

今、資料のほうを配付させていただきますので、お願いをします。

伊藤修一委員、どうぞ。

○ 伊藤修一委員

済みません、委員長の計らいで、このような時間をとっていただきまして、ありがとう



ございます。

理事者の説明を受ける前に委員の皆さんにはお願いをしたいんですが、一応所管事務調査が終わりましたら、また休憩の時間をとっていただけたらと思うんですが、その際、少し皆様と議員間討議というか、少し休憩時間に少し討議というかご相談したいこともありますので、また委員長の方で計らっていただきますようお願いしたいと思います。

それで結構です。

#### ○ 石川善己委員長

わかりました。

それでは、流れといたしましては、とりあえずは、今配付いただいた資料の説明をいただいて、簡単な質疑をさせていただいた後に、休憩を挟んで議員間討議ということで、テーマは伊藤修一委員の方から提案をいただくのかなというふうに思っておりますが、そういった流れでよろしいでしょうか。

#### ○ 伊藤修一委員

はい。

#### ○ 石川善己委員長

それでは、資料の説明をお願いいたします。

#### ○ 北住環境部理事

環境部理事、北住です、よろしくお願いたします。

それでは、朝明広域衛生組合の関係について簡単にご説明をさせていただきたいと思いますが、まずは、組合の簡単な概要から若干説明させていただきたいと思います。

この朝明広域衛生組合につきましては、昭和40年10月に四日市市、菰野町、川越町、朝日町の1市3町で一部事務組合として設立されたものでございます。

目的としましては、し尿の処理場の建設、それから、その運営という形を目的として設立されたものでございまして、昭和43年に事業の処理のほうを開始しております。

現在の朝明衛生センター、この今の施設につきましては施設としては二代目ということで、平成10年に稼働を開始したものでございます。

この施設につきましては、平成10年稼働後、平成20年には施設の運転管理につきまして外部委託をする。それから、その後、直近の平成28年4月からは、施設そのものの包括管理について業務委託を開始するというような形で推移をしてございます。

それでは、資料のほうを説明させていただきたいと思います。

この資料につきましては、紙でお配りさせていただきました5分の2ページでございますけれども、2ページ、3ページにつきましては、この2月、昨年度になりますけれども、ことしの平成30年2月定例月議会におきまして予算常任委員会の都市・環境分科会に資料として提出させていただいたものでございます。

まず、朝明衛生センターの処理量の推計ということで、これは平成30年1月現在でございます、四日市市、それから、ほかの3町合計という形で処理量の推計を載せさせていただいております。これは、各市町からの報告をもとに朝明衛生組合のほうで作成したものでございます。

先ほど、合特法の関係でもございましたように、し尿、それから浄化槽汚泥ということでございますので、どんどん減っていく傾向にはある、これはもう間違いないところでございまして、ただ、施設としては、まだまだそんなに大きく減るということではなく、徐々にではありますけれども減っていく、これはもう間違いない、施設としては減っていく施設という形でございます。

その中で四日市市の割合という形でいきますと、大体八十数%が四日市市からのし尿、浄化槽汚泥というような形で、四日市市の割合としては、若干ではありますけれどもふえていくような形になってございます。

また、その下の2番の負担金の見込み額ということでございます。

これは平成28年から平成32年度まで書いてございますけれども、この5年間というのが、実は今やっております包括業務委託、この期間でございまして、この中で、この期間においては、朝明広域衛生組合のほうで財政計画のほうを立ててございますので、その数字を転機したものでございます。

負担金の中で、平成30年度から31、32とまだ若干ふえてございますけれども、これにつきましては、消費税の関係で若干ふえるというような形でございます。

また、そのうちの四日市市の負担部分もふえていっているというのが、その消費税の関係と、それから、若干四日市市の処理量の割合というのがふえていっておるような形になっていきますので、その関係で若干ふえるような。処理量は減っていきますけれども負担金

としてはふえていくような、そんなような数字であらわれてきております。

それと、3ページのほうでございます。

朝明広域衛生組合の施設整備の件についてということで、平成11年に新施設が竣工したということがございますけれども、これにつけさせていただいておる背景といたしましては、実は、この包括業務委託の関係もでございますけれども、朝明広域衛生組合の議会のほうで議員さんのほうから朝明広域衛生組合の組合の運営について、そのあり方について、いろいろと、ご質問なり、ご提案なりをいただいた経緯がございます。

包括業務委託に当たって人員も減らせるということもでございます。また、その運営のあり方、一部事務組合という形でございますけれども、例えば事務委託という方法もあるのではないかというご意見もいただいた経緯がございます。

そういったところを受けて、事務方の執行部のほうで事務レベルで検討するというようなことをしておりますけれども、なかなかその結論というところには至っておりませんでした。その中で、包括業務委託とは切り離して包括業務委託は進めていく、進めながら組合の運営のあり方についても協議をしていくというような形で進めさせていただいておりました。

事務方で協議を進めておったんですけれども、なかなかその結論にも至らないというようなところもございまして、昨年度、委員さん方からのご提案もいただいた中で、1市3町の首長で協議をするという場を設けさせていただきました。

その協議の結果として、ことしの2月の朝明広域衛生組合議会のほうで今後の運営の方針について組合長である市長のほうから報告をさせていただいておりますので、その議事録のほうを4ページ、5ページのほうにつけさせていただいております。

3ページのほう、簡単にご説明させていただきますと、先ほど申しましたように昭和40年にこの施設ができて、平成5年ぐらいから当初の施設自体がかなり老朽化をしてきている課題も出てきたということもございまして、新しい施設についての検討が始められております。その中で、この施設については川越町に立地してございますので、川越町とも協議を重ねながら、地元の自治会のほうとの協議を重ねる中で、紆余曲折といえますかいろいろ経過があった中で、川越町、町長さんのほうも出ていただいた中で地元への説明会をさせていただいております。もうその中で、川越町としてもこれからは組合の運営にはかかわっていくというような方針をご説明させていただいた上で、地元の理解を得て、新しい施設の着工に至ったというような経過がございました。

そういうような経過、それから、組合議会の中でも、先ほど申しましたご提案をいただいて組合の運営のあり方というところを議論する中で、朝日町とか川越町の議員さんのほうからは、やはりなかなか小さな町からの意見が言いにくくなるとか、川越町としては、やっぱり立地する川越町としての責任なり心配なんかもあるので、直接こういう意見を言える場は残してほしいというようなご意見もございました。

そういったところを受けて、昨年度、1市3町の首長で協議をさせていただいた上で、結論として、4ページ、5ページのほうにあるように、市長のほうからご報告をさせていただいております。

ちょっと細かい字で字がいっぱい並んでおるのでわかりにくいかと思いますが、基本的には、やはり、先ほど申しましたように、川越町にあるということで地元の川越町の、その自治会との調整の中での経緯、それから、四日市市が八十数%を処理量のうちに占めておるといふその市としての責任、また、菰野町、朝日町についても町民に対する責任というところで、1市3町の首長としては、やはり首長を初めとする市町の執行部がしっかりと運営をしていく、また、市議会、町議会の皆様には、組合議員として監視をしていただく体制が望ましい、そういったこともございまして、この今の川越町に立地するこの施設が存続する間、もうそれについては、やはり今の形で組合議会を存続していただいて運営していくのが望ましいであろうというような結論を経て、それをご報告させていただいたというような経過でございます。

非常に雑駁な説明で申しわけございませんが、以上でございます。

## ○ 石川善己委員長

ありがとうございます。

## ○ 伊藤修一委員

それでは、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、まず、5分の2の処理量の推計のところ、今後、全体の処理量は減っていくという、そういう見込みもおっしゃっていただいたけれども、四日市市の負担割合については、今後減っていくことはないということの発言があったと思うんですね。それは、多分三重郡の処理量も減ってっていくわけで、水洗化の普及率も川越、朝日は随分高いので、それで郡の人たちの処理量が減っていけば、当然四日市が全体の中で占める割合というのはやっぱり残っていくわけだから、

そういうふうな認識で、これから四日市市としては、その負担割合というのは減ることはない。そういう若干ふえていくという、若干なのか何なのかわからないけど、そういう考え方でいいのかどうか、お答えしていただきたい。

#### ○ 北住環境部理事

全体としては、やっぱり処理量というのは減っていきます。その中で、四日市市も減っていくわけですが、その四日市市分が占める割合というのは、少しずつ上がっていくような推計になってございます。

#### ○ 伊藤修一委員

当然、3町が水洗化の普及率が上がっていけば、当然、郡の量が減るわけだから、四日市市の占める割合は残っていくと。そういうことでふえていくという考え方であると思います。

次に、先ほど次長のほうから包括業務委託に移行しておるという話があったんですが、以前は直営方式で、組合議会が全部一応議会が認証して、工事備品購入を全てやっておったわけですが、今回、包括業務委託が入ったわけで、その部分については、直営方式とは違うという部分では大きな改革にはなっていると思うんですが、その辺の認識はどうか。

#### ○ 北住環境部理事

ご指摘のように、包括業務委託になって、運営についても、職員も、もともと6人おった職員が3人に減ったというような状況もございます。

その前に、運転管理についてはやはり専門の業者のほうに委託をしておったというようなこともございますので、その中で、修繕なんかもあわせて委託ができるというような形になりましたので、そういった面では、施設運営については、かなりやりやすくなったと言うと変ですが、そういったのは進められたのかなというふうには思っております。

#### ○ 伊藤修一委員

包括業務委託で随分改革が進んだという認識はしておるんですが、その包括業務委託の中身は、いわゆる5年間で5等分にしたパックで、5等分の費用を年間払っていくという

ことになると思うんですが、そうすると、組合議会の中の支出にかかわる部分としては、包括以外で組合議会がかかわる支出、費目というのは、あとは何が残るのかどうか。その辺はどうです。

#### ○ 北住環境部理事

予算としましては、包括業務委託の委託費のほかには、あとは、そこから出る産業廃棄物につきましては、直接処理をせんならんということもございますので、その委託関係もございます。

あとは、もう、総務費のほうになるんですけども、人件費なり消耗品なりというような形で、非常に予算的には少ないものになってしまっているというのは事実でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

確認ですけれども、そうすると、総務費という部分があとは主に残ってくるわけで、総務費の中には、議会費とか監査の人の予算とか、そういうふうなことの人件費なんかが含まれてきておって、実際大きな改革は終わっているけれども、その部分が一つまた議会としては、今、携われる唯一の部分というか、そういうことの認識でいいのかなと思うんですが、どうですか。

#### ○ 北住環境部理事

ご指摘のとおり、もうそういったところは、まだ残っておるといのは事実でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

最後に、5分の4のところ、下から2行目の部分で、組合長の四日市市長、組合長のほうからは、今後の組合のあり方について、3行目から2行目について、組合議会として監視していくと、この組合を監視するんだと、そういうふうなことで、一応一部事務組合方式を現時点では継続していくことが望ましいという判断に至りましたと、こう書いてあるので、協議の上こういうことが決定されたということで認識をしておるわけですけれども、実際は、組合議会の中で、そういうふうなことを議会として協議したことはあったかどうか。いわゆる、そういうふうな話を受けましたけれども、これから逆に言えば、こう

いうふうな一部事務組合のあり方については、実際、組合長からそういう提案をされて、協議のお願いとかそういうふうな場合は、あったかなかったかだけでも結構です。

#### ○ 北住環境部理事

組合員のあり方についてということで、議会の中でも何度かご発言いただいているという経緯はございます。

そういったのを受けて、手法として事務委託とはどんな形になるんやとか、そのメリット、デメリットとか、そういったところをご報告をさせていただいたり。

また、先進地ということで、先に事務委託を実施したところを調査してまいりましたので、それのご報告、そういったことはさせていただいたという経緯はございます。

#### ○ 伊藤修一委員

もうこれで結構ですので、組合議会としても、そういうふうなことのあり方の検証とか、そういうことは行ってきたということで理解をさせていただきたいと思います。

とりあえず、私のほうは、もうこれで。

#### ○ 石川善己委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑ございましたら、ご発言願います。

(なし)

#### ○ 石川善己委員長

よろしいでしょうか。

それでは、これで所管事務調査を終結させていただき、一旦休憩に入らせていただきます。

16 : 10 休憩

16 : 21 再開

○ 石川善己委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

最後までもう少しだけお付き合いをいただきたいと思います。何点か決めさせていただかならんことがありますので、もう少しだけお時間ください。

次回の議会報告会とシティ・ミーティング、7月9日になります。小山田地区市民センターの2階大会議室で、18時30分ということになっております。テーマは前回決めさせていただいて、公共交通ということになっております。役割分担について、ちょっと決めさせていただかならんと思っております。議案審査の報告について、どなたかやったろって言うていただける方おみえになればお願いします。

○ 伊藤修一委員

いつも立候補でやってるの

○ 石川善己委員長

やっぱり私ですか。

○ 伊藤修一委員

予算と決算だけは分担して。

○ 石川善己委員長

私の委員会もそうでしたが、6月、12月については委員長1人で報告させていただいて、予算決算時については、手分けをいただいて、報告をいただいておりますような経緯があったかなと思いますので、7月の報告については私の方で一括して報告させていただくことでよろしいでしょうか

(異議なし)

○ 石川善己委員長

議会報告会とシティ・ミーティングの司会進行について、通常は副委員長にやっていた



だいておるんですが、ご異論がなければ。

(異議なし)

○ 荻須智之副委員長

森川君やりたい。

○ 石川善己委員長

よろしいですか。それでは議会報告会とシティ・ミーティングについては、副委員長にお願いをするということでお願いをいたします。なお、シティ・ミーティングについては、ぜひベテランの議員の、先輩方に質疑応答の対応をお願いしたいと思っております。1期、2期はなかなか対応できないネタが多いんもんですから、重ねてお願いをしておきます。その次の議会報告会とシティ・ミーティングなんですけど、10月10日、11日ということなんですけど、北部ブロック東というところが会場になってくるということになります。会場予定が富洲原、富田、大矢知と。大矢知って、荻須さん昨年教育民生やってますよね。

○ 荻須智之副委員長

やってますね。

○ 石川善己委員長

消していくと。一番やってないのが海蔵なのかなと思います。一番離れているのが海蔵だと思っております。

○ 加納康樹委員

一番離れているのが海蔵でいいんですが、もしできるのであれば、イオン北で。日永カヨーとは少し違うんで。

○ 石川善己委員長

加納委員の方からイオン北店というご提案をいただきましたが。

○ 森川慎委員

賛成します

○ 石川善己委員長

諮る前にありがとうございます。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員

事務局経由でオーダーして

○ 石川善己委員長

加納さんが

○ 加納康樹委員

カヨーもサイズの的には聞きましたけど、事務局でやってもらいました。

○ 石川善己委員長

そうなんですか

○ 加納康樹委員

カヨーは間接的に。北店はというと自信は。

○ 森川慎委員

渋いと思います。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

たぶん、イオン北店だと、入ってすぐの、あそこの前の広いところですよ。ちょこち

よこイベントやっているところですよ。あそこってたぶん有料ですよ。そしたら、イオン北店でやろうというところで、ご異議いかがですか。なかなか目の前で反論。

(発言する者あり)

○ 森川慎委員

イオンに限らず、そういうところ検討してみてもええんかなと思います。そのセンターではなくて、一般の方たちが集まる場所で、どっかないかという気はします。

○ 石川善己委員長

三滝川を越えると、土地勘がなくなるので、わからんのですよ。浮かばんのですよ。

○ 三木隆委員

予算がかかるとなると、また別の話ですよ。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

大矢知のサンシ、そこは加納さんの一声で。

○ 萩須智之副委員長

あそこ場所ないんですよ。

(発言する者あり)

○ 三木隆委員

入ったところに商品が置いてあるじゃないですか。

○ 萩須智之副委員長

どけてもらわなあかん。

○ 伊藤修一委員

ある程度話しがやり取りがわからんと。

○ 石川善己委員長

オーストラリア博物館があったらな。

(発言する者あり)

○ 萩須智之副委員長

あさけプラザぐらいですかね。

○ 伊藤修一委員

一回確認してもらって、あかなんだら、海蔵のセンターで。

○ 石川善己委員長

はい、そしたらとりあえず、一回確認してくれる。

○ 議会事務局議事課議事係長田中

条件等々調べさせていただきまして、予算委員会を開いておる際に皆さんいらっしゃると思いますので、その際に手短に委員会を開いていただいて、確認いただけたらと思います。

○ 石川善己委員長

公的なところ使うんなら、議運にあげてくれという話しありましたよね。それを踏まえて、少し早い目に動かなあかんと思うんで。とりあえず、有償は間違いなく有償だと思うんで、どれぐらいかかるかということ。平日の夜。5時くらいから9時くらいまでで、いくらぐらいになるかをちょっと調べてみてくれやん。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

無料はありえやん。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

そういった形で場所確定、もしほかに提案があれば、また聞かせていただきたいと思いますが。海蔵センターで、もしくは金額的な折り合いが付けばイオン北店というところを候補に入れながら決定していきたいと思います。そのあたりは、皆さんに事前にここで決めようと思いますということはお伝えさせていただきながら、決めようと思いますので、そこまでのことについては、正副一任でお願いします。

○ 森川慎委員

いつも議会報告会をやってからシティ・ミーティングということで、議会報告の方で、あんまり意見でなかったりとか、時間だけとっとるということが結構あると思うんで、その辺の時間の比率も、もっと削ってシティ・ミーティングに振るとか、そんなチャレンジをしてみてもという提案だけ。

○ 石川善己委員長

いいですね。正直、個人的な感覚で言うと、議会報告会って付録でしかなくて、シティミーティングで言いたい人を寄せないと議会報告単独でやったら来ないからということでセットしたと思ってるんですよ。だから、抜いて単独でやるっていうのはありだと思っんですよ。これ比率を変えていくのはいいんやんね。なんかややこしいルールがあったと思っんですよ。

○ 議会事務局議事課議事係長田中

当日の進行にもよりますので委員会の判断でやっていただくことと思います。ただ、2部制でやるということは決まっています。

○ 石川善己委員長

わけてやるということはできやんのや。はい、わかりました。私も同じ考えを持っていますので、考えたいと思います。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

別にすることはできないもんで。セットにはしなきゃいけないというところ。議会基本条例ではない。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

というところで、わかりました。急ぎます。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

行政視察については、タブレットの方にお送りさせていただいておりますご確認ください。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

視察が終わった時点で、現地解散でいいのかなと。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

お気づきの点がありましたら、後でも仰って下さい。あと、旅費規程よって対象外とな

るものについては日当より引き去りとなることがあるのでご了承ください。休会中の所管事務調査についてお諮りをします。日程が7月31日か7月21日という形で示させていただいてあります。31日が午後1時30分から、21日が午前10時からとなりますが、皆さんのご都合を。こちらは都合が悪いというのがあれば。ご都合が悪い方が複数みえれば、そこは外したいと思います。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

それでは7月31日にしたいと思います。テーマについてお諮りしたいと思いますので、提案がありましたらお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

どう表現していいのかなんですけど、市内の床上床下浸水の多発地域の現状と対応。

○ 石川善己委員長

斬新な。

○ 加納康樹委員

別に台風が来たら、必ず水浸るところ。今やってくれているけど、うちで言うと城東、芝田、石塚があるので。それのというのをやってほしいなど。別にすぐじゃなくてもいいので、次でもいいのでやっていただければと思います。

○ 石川善己委員長

台風シーズンが終わった時期に。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

実態把握というよりも、今後の台風シーズンに向けての。

○ 加納康樹委員

どういう対応が考えられるのかということが。

○ 石川善己委員長

中村委員、公共交通のことを言ってみえましたけど。

○ 中村久雄委員

今回やったので7月の末には。

○ 石川善己委員長

わかりました。それでは、皆さんにご異論がなければ、表現は考えさせていただきますが、加納委員から提案があった中身で設定させていただきたいと思います。以上かな。

(発言する者あり)

○ 石川善己委員長

報告書につきましては、正副一任でご了解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。ありがとうございました。これで本日決めさせていただくことは終了いたしました。

16 : 40 閉議